

三井文庫史料叢書

天保四年

「大坂御金蔵金銀并灰吹納払御勘定帳」

納の部／払の部

三井文庫 発行

天保期幕府財政の新史料（一）

——天保四年「大坂御金蔵金銀并灰吹銀納払御勘定帳」納の部——

近世経済史料研究会

一、幕府財政史料について

江戸幕府財政史は、一九世紀以来の研究蓄積をもち、近年も大野瑞男・飯島千秋によって詳細な研究史整理がなされている。^①大野はその重要さを強調し、政治史・経済史はもとより貨幣史・物価史・鉱山史・貿易史、さらに幕府制度史・幕藩関係史・地域史にも関わりと述べているが、一方で課題の第一として史料の発掘を挙げているように、史料的制約がきわめて大きい分野でもある。幕府勘定所の史料はほとんど新政府に継承されず、わずかな引継文書も罹災したため、原史料がほとんど知られず、大名家史料などから少しずつ発掘が進められてきている。特に幕府財政の全体にかかわる史料はごく少なく、大野瑞男が自身の収集活動の成果を含め、既知

の史料の全てを翻刻・紹介している。^②

今回紹介する史料は、従来知られていない新出史料である。幕府財政の中心機関の一つである大坂御金蔵の、一年間の收支を詳細に記したもので、当該分野において非常に貴重な素材であるといえる。

二、新史料の解説

（1） 収蔵・紹介の経緯

今回紹介する史料は、天保四（一八三三）年「大坂御金蔵金銀并灰吹銀納払御勘定帳」（一冊）である（以下、本史料という）。平成二二（二〇一〇）年六月に三井文庫が購入し、参考図書として配架・公開している（所蔵番号 D九二二一

五八⁽⁴⁾。残念ながら、原蔵者および伝来についてはまったく不明である。奥に旧蔵者かと思われる記名が追記されている（本誌口絵参照）。

内容の重要性にかんがみ、有志により翻刻を行うこととし、翌年より輪読と内容の検討を進めてきた。今号より数回に分けて、史料の全文を翻刻紹介する。

(2) 史料の性格

本史料は縦帳で、表紙・裏表紙ほか本紙一一九丁、うち墨付一一六丁で、奥書の老中以下諸役人の連印や、綴目の勝手掛老中水野忠邦の印など、多数の印が押されており（本誌口絵参照）、原史料であると思われる⁽⁵⁾。

本史料の基本的な性格を、奥書（該当部分の翻刻は次号以降に掲載予定）の内容から確認しよう。奥書は二つあり、一つ目の奥書は天保五甲午（一八三四）年一二月付、宛所は御勘定所で、差出には表紙の記名と同じく、大坂町奉行二名・大坂金奉行二名・同仮役とみられる二名⁽⁶⁾が連印し、天保三辰年（一八三二）の払残を元に立て、同四巳年中の納払の御勘定を仕上げ、また残金銀を当午年の元に立て、御勘定を仕上げべき旨が記されている。続く第二の奥書は、戌（天保九年）八月付、宛所は一つ目の奥書の差出と同役の六名（年月がたっており顔ぶれは変わっている）で、差出として勘定組

頭四名、勘定吟味役五名、勘定奉行（公事方・勝手方とも）四名、最後に勝手掛若年寄および老中の連印があり、天保四巳年の「大坂御金蔵金銀納払証文」をもって御勘定を仕上げたのである。吟味を遂げ、後日の覚のため判形しこれを遣す、残り金銀は午年（天保五年）の元に立て、勘定あるべし、との旨が記されている。

以上から本史料の性格は明らかであり、天保四年分の大坂御金蔵のすべての収入・支出（および前後の大坂御金蔵の惣有高）を江戸の勘定所に報告するため作成・提出され、老中以下の監査と承認を経て、大坂御金蔵に返却されたものである。その後については未詳であるが、おそらく大坂御金蔵において保管されていたものと想像されよう。

本史料の作成経緯を考える参考として、大野瑞男により詳しく復元されている、代官所と勘定所の間でなされる決算手続きをみてみよう⁽⁷⁾。地方勘定帳の場合、代官が提出した勘定帳下帳面を対象に、諸手形などと突合し精しく監査がなされた上で、改めて勘定帳本紙が作成・提出され、最終段階として「地方惣勘定」において、勘定帳本紙に勘定奉行・吟味役・組頭連名で代官宛ての奥書を記し、さらに老中・勝手掛若年寄が連印し、勝手掛老中が綴目印を調印して代官へ渡されたという。この手続きは、右にみた本史料の奥書などに一致しており、大坂御金蔵の収支についての最終的な決算手続きも、

代官所と同様であったことがうかがえる。従って厳密にいえば、第一の奥書の日付は下帳の作成時期を示し、本史料は江戸で監査を終えた第二の奥書の時期に、本帳として作成されたものと思われる。なお、本史料では対象年の翌年末の日付で提出され、また監査に三年半余を要しているが、これが常態であったかどうかは明らかでない。

こうした性格からみて、本史料の記述は、対象年の大坂御金蔵の収支に関しては網羅的であり、また少なくとも同時代に幕府勘定所が把握していた限りにおいて、正確で信頼できるものと期待できよう。

内容は、奥書にあるように、冒頭で天保四年元日の御金蔵惣有高を述べ、続いて収入と支出を列記し、最後に再び御金蔵惣有高を記してある。末尾に手形の額面が記されるが、これは上記の計算には含まれていない。惣有高の内訳は、大判金に加え、幕府正貨でない唐金・唐銀・灰吹銀が別に計算されるほか、定式御遣方有高・別口有高・御除有高・外有高に分けられている。一つ一つの収支項目については、大判・金・銀・銭・唐金・唐銀・灰吹銀を区別し、実際に出納された貨幣についても注記し（二朱判・小玉銀など）、大坂御金蔵とやり取りをした関係者（代官、遠国奉行、大名、御用商人・職人など）の名とその収支についての具体的な説明が記される。説明では、その収入・支出の淵源から経緯が述べられて

いる場合が多く、中には寛文期までさかのぼる記述もみられる。

本史料と比較して考えるべき既知の史料として、やはり大野瑞男により紹介された、大阪市史編纂室史料「元禄十六未宝永元申式々年分大坂御金蔵金銀納方御勘定帳」¹⁰がある。もと幸田成友（慶応大・東京商科大、大阪市史編纂主任）が収集したもので、「大坂御金奉行が大坂御金蔵への金銀納入の都度発行する納札の控や毎月作成する御金納帳、それに各項目ごとに作られたと思われる勘定目録などを集計して勘定仕上げをして記録したものと推測される」「勘定所の総会計収支決算簿である御払方御勘定帳（もしくは金銀納払御勘定帳）の基礎の数字になったことは間違ひなからう」（大野前掲著、二二九頁）という。原表題からも明らかのように、大坂御金蔵の収入について詳細に記した史料であり、支出については総計のみ記載されている（前掲『江戸幕府財政史料集成』上、解題、三八五頁）。今回紹介する史料は、表題・体裁ともにこの史料と非常によく似ているが、原表題から明らかのように払の部についても詳細な記述があり（次号以降に掲載予定）、支出についても具体的な内容を知ることができる。また、収録年が二年分ではなく一年分であり、江戸における監査の完了と返却の旨を記した第二の奥書は、大野が紹介した史料にはない。元禄期には収支別で二年に一冊ずつ作成されていた

ものが、収支まとめて一年一冊へと変化したものか、あるいは常時この両者が作成されていたものかは明らかでないが、少なくとも納の部についての記載内容の性格はほぼ同一であると思われる、両者の比較から幕府財政の変化を知ることができるであろう。

本史料に登場する地域は、畿内はもとより広く九州までの幕領・預所に及んでおり、また時期も前述のように天保期にとどまらず、一七世紀までさかのぼる情報を含んでいる。幕府の財政構造や経済政策、西国支配についてのみならず、近世社会・経済の状況全般に関しても、きわめて有用な史料であると考えられよう。

(村 和明)

- (1) 大野瑞男『江戸幕府財政史論』(吉川弘文館、一九九六)「序説一」、飯島千秋『江戸幕府財政の研究』(吉川弘文館、二〇〇四)「序章」。
- (2) 大野瑞男『江戸幕府財政史料集成』上下、吉川弘文館、二〇〇八。
- (3) 大坂御金蔵は、簡単にいえば幕領における銀建年貢諸国の物成銀の大部分、諸向納金銀の収納を行う機関で、近世中後期にも江戸の御金蔵と並ぶ重要な地位を占めたとされる(大野前掲著、二五五頁)、飯島前掲

著、四六四頁)。これらの理解は、主に元禄期の大坂御金蔵の収入に関する史料(後述)や、天保期の代官所・預所収支の書抜に依拠したものであり、今後、本史料に記される天保期の収入、および支出項目を包括的に検討することにより、新たな側面がみえてくる可能性もあろう。

- (4) 三井文庫では、一次史料や貴重な版本であっても、三井関係者の作成でないものなど、一部は参考図書として配架・公開している。そのうち明治三三(一九〇〇)年以前に作成されたものの大部分については、かつて本誌に目録を掲載した(「三井文庫所蔵参考図書目録抄」(一)・(二)、『三井文庫論叢』二五・二六号、一九九一・一九九二)。

- (5) 三井文庫では参考図書の分類区分D九二二を幕府財政にあてているが、原史料とみられるものとして、他に「大坂御金蔵金銀拝借帳」(享和三亥年分、D九二二―四一。体裁は本史料に非常によく似る)、「竹垣大和守諸勘定目録」(慶応二・三年、D九二二―三九)、などがある。また孤本とみられる写本として、「金銀請払御勘定帳」(弘化二年、河州東山御役所、D九二二―一五)などがある。前掲「三井文庫所蔵参考図書目録抄」(二)、二二三頁以下を参照されたい。

- (6) 大坂勤番中の番衆から二名が選ばれ、仮役をつとめる制であった（飯島前掲著、二五三頁）。就任者は『柳宮補任』などでは知ることができないが、三井文庫が所蔵する史料では、幕府勘定所の御為替御用を担った三井両替店の記録、特に大坂御金蔵とのやりとりを記す帳簿（「御納札控帳」など）に頻繁に登場する。
- (7) 大野瑞男「幕府勘定所勝手方記録の体系——幕府財政史料の類型論序説（その二）」（『史料館研究紀要』六、一九七三）・前掲『江戸幕府財政史論』二〇頁。三井文庫蔵の「御勘定所出役諸帳面寸法其外心得留」（D九三一一二六）に依拠している。
- (8) 他に、代官所が御金蔵とやりとりした収支に関する監査もなされ、御金蔵御勘定帳が作成されたが（代官所作成の史料であり、本史料とは性格が異なる）、こちらの処理はやや簡略であったという。
- (9) 大坂御金蔵の内部には、城代・定番・両町奉行が鍵を持つ内仕切りがあり、その内側に除金が収納されていたという（飯島前掲著、四六五頁）。
- (10) 大野瑞男「元禄末期における幕府財政の一端——『大阪御金蔵金銀納方御勘定帳』の紹介を兼ねて」『史料館研究紀要』四、一九七一。後に解題は前掲『江戸幕府財政史論』に、史料翻刻は『江戸幕府財政史料集

成』上に収められた（一八頁）。

凡例

- 一、字体は原則として通用の字体を用いた。
- 一、変体仮名は現行の仮名に改めたが、助詞の江、而は漢字のまま、小さくして用いた。あはよりに改めた。
- 一、読みやすくするため、適宜に句点・並列点を入れた。
- 一、丁の区切りは（ ）内に原本の丁数を入れて示した。
- 一、翻刻および校正にあたったメンバーは下記の通りである（五十音順）。原稿の作成は下向井・村が行った。本解題の執筆は、研究会での議論を踏まえて村が行った。

荒木裕行、大橋毅顕、酒井一輔、佐藤雄介、
下向井紀彦、高槻泰郎、村和明、若山太良

（以上）

(表紙)

(水野忠邦)

㊦

㊦

天保四巳年分

大坂御金蔵金銀并灰吹銀納払御勘定帳

矢部駿河守

大久保讚岐守

石渡彦太夫

幸田金一郎

水上右近

山木数馬

(三井文庫参考図書D九二一五八)

(縦 310 mm × 横 232 mm)

(一才)

天保四巳年分

大坂御金蔵納払御勘定帳

金四万六千三百七拾貳兩壹分

貳朱判九千百六拾兩壹分

一内 壹朱銀貳万三千二百九拾四兩貳分

巳正月朔日

御金蔵惣有高

銀壹万千四百四拾三貫貳百拾六匁

四分五毛九弗

内

(一ウ)

金四万五千三百拾壹兩壹分

貳朱判八千九拾九兩壹分

内 壹朱銀貳万三千二百九拾四兩貳分

銀千四百九拾八貫四百五拾七匁

定式御遣方有高

金千四拾兩

但貳朱判

御除有高

銀千貳百七拾五貫三百拾貳匁五分四厘三毛五弗

金貳拾壹兩

但貳朱判

外有高

銀八千三百六拾九貫四百四拾六匁八分六厘貳毛四弗

(二才)

一唐金貳貫三百八拾六匁六分

巳正月朔日

御金蔵有高

一 唐銀四拾九貫七百七拾七匁八分

巳正月朔日

御金蔵有高

一 灰吹銀貳百貳拾六貫目

巳正月朔日

御金蔵有高

(二ウ)

巳年納
定式御年貢金銀之類

一 銀六百八貫八百拾五匁

小堀主税

内 小玉銀六拾貫八百八拾壹匁五分

是は御代官所山城・大和・河内・和泉・撰津・丹波・播磨国、去々辰年御物成銀

地方組

一 銀百四拾三貫貳百九拾三匁

同人

内 小玉銀拾四貫三百貳拾九匁三分

是は御代官所山城・大和・河内・和泉・撰津・丹波・播磨国、去々辰年地方組小物成、酒造冥加銀、大坂御蔵詰敷筵代、木津郷御立藪冥加銀、御林雪折立枯木御払代、口米、口銀

(三オ)

金四千五百兩

一 内式朱判千五百兩

此銀貳百八拾五貫貳百九拾五匁

銀三拾貳貫七百七拾六匁

内 小玉銀三貫貳百七拾七匁六分

内

金五百兩

式朱判千兩

此銀九拾五貫百四拾五匁

金千兩

此銀六拾三貫三百五拾目

金千五百兩

式朱判五百兩

此銀百貳拾八貫八百目

是は御代官所大和・河内・撰津・和泉・播磨・近江国、去々辰年御物成銀

石原清左衛門

但壹兩ニ付銀六拾三匁四

分三厘替

但壹兩ニ付銀六拾三匁三

分五厘替

但壹兩ニ付銀六拾三匁四

分替

(三ウ)

地方組

金貳千六百兩

内貳朱判千五百兩

此銀百六拾四貫八百五匁

銀三拾六貫四百六拾五匁

内小玉銀三貫六百四拾六匁五分

内

金五百兩

此銀三拾壹貫七百拾五匁

分三厘替

貳朱判千兩

此銀六拾三貫三百五拾目

分五厘替

金六百兩

貳朱判五百兩

此銀六拾九貫七百四拾目

分替

是は御代官所大和・河内・摂津・和泉・播磨・近江国、

去々辰年地方組小物成、高掛物、口米石代并近江国大津

宿諸運上・諸冥加銀

(四才)

一銀四百拾六貫貳百九拾壹匁

内小玉銀四拾壹貫六百貳拾九匁壹分

是は御代官所摂津・河内・播磨国村々、去々辰年御物成

銀

地方組

一銀百七拾七貫八百九拾六匁

内小玉銀拾七貫七百八拾九匁六分

是は御代官所摂津・河内・播磨国村々、去々辰年地方組

小物成、高掛物、諸運上銀

一銀百貫六百九匁

内小玉銀拾貫六拾目九分

是は当分御預所摂津国村々、去々辰年御物成銀

是は当分御預所摂津国村々、去々辰年御物成銀

(四ウ)

地方組

一銀拾八貫六百九拾七匁

内小玉銀壹貫八百六拾九匁七分

是は当分御預所摂津国村々、去々辰年地方組小物成、高

掛物、諸運上銀

掛物、諸運上銀

一銀九拾貫貳百五拾目 多羅尾鞆負

内小玉銀九貫貳拾五匁

是は御代官所大和・近江国村々、去々辰年御物成銀

地方組

一銀貳拾七貫六百貳拾五匁

同人

内小玉銀貳貫七百六拾貳匁五分

是は御代官所大和・近江国村々、去々辰年地方組小物成銀

（五才）

一銀三拾三貫六百九拾貳匁

同人

内小玉銀三貫三百六拾九匁三分

是は鞆負取扱大和国私領、小物成銀去々辰年分

一銀三百四拾七貫五百五拾四匁

和田主馬

内小玉銀三拾四貫七百五拾五匁四分

是は御代官所丹後・但馬国村々、去々辰年御物成銀

地方組

一銀八拾九貫七百四拾八匁

同人

内小玉銀八貫九百七拾四匁八分

是は御代官所丹後・但馬国村々、去々辰年地方組小物成、諸運上、口米銀

（五ウ）

一銀百六貫九百八拾四匁

和田主馬

内小玉銀拾貫六百九拾八匁四分

是は当分御預所丹後・美作国村々、去々辰年御物成銀

地方組

一銀貳拾七貫百九拾七匁

同人

内小玉銀貳貫七百拾九匁七分

是は当分御預所丹後・美作国村々、去々辰年地方組小物成、諸運上、口米銀

一銀四拾三貫七百三拾三匁

古橋新左衛門

内小玉銀四貫三百七拾三匁三分

是は御代官所備中・美作国村々、去々辰年御物成本途銀

（六才）

地方組

一銀六拾三貫九百九拾七匁

同人

内小玉銀六貫三百九拾九匁七分

是は御代官所備中・美作国村々、去々辰年地方組小物成
銀

是は御代官所但馬・美作国村々、去々辰年地方組小物成
銀

一銀四拾五貫拾壹匁

同人

一銀百四貫四百六拾八匁

同人

内小玉銀四貫五百壹匁五分

内小玉銀拾貫四百四拾六匁八分

是は当分御預所備中・讃岐国村々、去々辰年御物成本途
銀

是は当分御預所播磨・美作国村々、去々辰年御物成本途
銀

地方組

地方組

一銀四拾壹貫壹匁

同人

(七才)

内小玉銀四貫百目壹分

一銀拾六貫五百八拾目

同人

是は当分御預所備中・讃岐国村々、去々辰年地方組小物
成銀

内小玉銀壹貫六百五拾八匁
是は当分御預所播磨・美作国村々、去々辰年地方組小物
成銀

(六ウ)

一銀四貫百四拾三匁

西村貞太郎

一銀七貫七百八拾四匁五分

角倉帯刀

内小玉銀四百拾四匁三分

内小玉銀七百七拾八匁五分

是は御代官所但馬・美作国村々、去々辰年御物成本途銀

是は支配所山城国賀茂川縁村々、去々辰年御物成銀

地方組

一銀七拾九貫百貳拾五匁

上林六郎

一銀七拾貳貫九拾貳匁

同人

内小玉銀七貫九百拾貳匁五分

内小玉銀七貫貳百九匁貳分

是は御代官所山城・河内国、去々辰年御物成本途銀

（七ウ）

一銀貳拾五貫百四拾六匁

上林六郎

内小玉銀貳貫五百拾四匁六分

是は御代官所山城・河内国、去々辰年諸運上、小物成銀

一銀三拾四貫四百七匁

木村惣左衛門

内小玉銀三貫四百四拾目七分

是は御代官所河内国村々、去々辰年御物成本途銀

地方組

一銀六貫六百八拾目

同人

内小玉銀六百六拾八匁

是は御代官所河内国村々、去々辰年地方組小物成、高掛物、諸運上冥加銀、口米石代、口銀等上納

（八オ）

一銀五百五拾貳貫六百五拾目

塩谷大四郎

内小玉銀五拾五貫貳百六拾五匁

是は御代官所豊後・豊前・日向・筑前国、去々辰年御物成銀

地方組

一銀百七拾六貫九百四拾五匁貳分

同人

内小玉銀拾七貫六百九拾四匁六分

是は御代官所豊後・豊前・日向・筑前国、去々辰年地方組小物成銀

一銀貳百貳拾七貫九百四拾目

同人

内小玉銀貳拾貳貫七百九拾四匁

是は当分御預所日向国、去々辰年御物成銀

（八ウ）

地方組

一銀三拾三貫貳百六拾目

塩谷大四郎

内小玉銀三貫三百貳拾六匁

是は当分御預所日向国、去々辰年地方組小物成銀

一銀貳百拾貳匁七分六厘

根本善左衛門

内小玉銀貳拾壹匁三分

是は御代官所備後国三ヶ村、宝曆十一巳年御年貢取立残、寛政四子より丑迄五拾ヶ年賦之内去々辰年分

一銀九百拾七貫八百八拾六匁

同人

内小玉銀九拾壹貫七百八拾八匁六分

是は御代官所石見・備後国村々、去々辰年御物成銀

内小玉銀三拾貳貫貳百壹匁五分

是は御代官所肥前・肥後国村々、去々辰年御物成銀

(九才)

地方組

一銀百五拾壹貫八拾七匁

同人

地方組

一銀七拾貳貫八百九拾四匁

同人

内小玉銀拾五貫百八匁七分

是は御代官所石見・備後国村々、去々辰年地方組小物成、

高掛物、御払木代、其外共上納

諸運上、高掛銀

一銀百三拾貳貫六百壹匁

同人

一銀貳百三拾四貫五百五拾五匁

同人

内小玉銀貳拾三貫四百五拾五匁五分

是は当分御預所石見・備後国村々、去々辰年御物成銀

是は当分御預所肥後国村々、去々辰年御物成銀

(一〇才)

地方組

一銀三拾五貫百貳拾九匁

同人

地方組

一銀貳拾壹貫百六拾壹匁

同人

内小玉銀三貫五百拾貳匁九分

是は当分御預所石見・備後国村々、去々辰年地方組小物成、諸運上、高掛銀

内小玉銀貳貫百拾六匁壹分

是は当分御預所肥後国村々、去々辰年地方組小物成、高掛物、其外共上納

(九ウ)

一銀三百貳拾貳貫拾五匁

高木作右衛門

一銀三百三貫五百拾壹匁

内小玉銀三拾貫三百五拾貳匁壹分

永井飛驒守

是は御預所撰津・河内国、去々辰年御物成銀

地方組

一銀三拾貫七百五拾四匁

同人

内小玉銀三貫七拾五匁四分

是は御預所撰津・河内国、去々辰年地方組小物成銀

（一〇ウ）

一銀八拾三貫四百五拾八匁三厘貳毛

松平出羽守

内小玉銀九百目

是は御預所撰岐国、去々辰年御物成代銀

地方組

一銀拾七貫七百七拾六匁九分八厘六毛

同人

内小玉銀百目

是は御預所撰岐国、去々辰年地方組小物成、其外諸上納

銀

地方組

金千両

但貳朱判

一 此銀六拾三貫三百貳拾目

但壹兩ニ付銀六拾三匁三分貳厘替

松平隱岐守

銀壹貫三百拾壹匁四分九厘

内小玉銀百二拾壹匁貳分

是は御預所撰岐国、去々辰年地方組御物成、石代銀

（一一才）

地方組

金四百八拾兩

但貳朱判

一 此銀三拾貫三百九拾壹匁六分

同人

銀六百九拾九匁九分三毛

内小玉銀七拾目壹分

内

貳朱判貳百兩

此銀拾貳貫六百六拾貳匁

但壹兩ニ付銀六拾三匁

三分壹厘替

貳朱判貳百八拾兩

此銀拾七貫七百貳拾九匁六分

但壹兩ニ付銀六拾三匁

三分貳厘替

是は御預所伊予・讃岐国、地方組小物成并御蔵前入用品々

諸石代銀、去々辰年分

一銀三百四拾四貫貳百貳拾四匁七分九厘

脇坂中務大輔

内小玉銀三拾四貫四百貳拾貳匁五分

是は御預所播磨・美作・備中国、去々辰年御物成銀

納

(二二才)

一銀六拾九貫七百六拾四匁

内小玉銀六貫九百七拾六匁四分

是は御預所豊後国、去々辰年御物成銀

松平主殿頭

(二二ウ)

地方組

一銀六拾三貫三百四拾六匁五分五厘貳毛

脇坂中務大輔

内小玉銀六貫三百三拾四匁八分

是は御預所播磨・美作・備中国、去々辰年分地方組山役、

鉄砲役、大工役、葺小物成、問屋運上、六尺給、御蔵前

入用、付洲年貢、酒造・小船・新開場冥加銀并糠藁代、

藍瓶役、温泉年貢、御林下刈役、林山役、御林木御払代

銀、其外諸運上、諸冥加銀共

地方組

一銀拾九貫貳百七拾六匁

内小玉銀壹貫九百貳拾七匁六分

是は御預所豊後国、去々辰年地方組小物成、諸運上銀

同人

一銀四拾九貫九百四拾目

松平三河守

内小玉銀四貫九百九拾四匁

是は御預所備中国、去々辰年御物成銀

一銀百貳拾九貫七百四匁壹分壹厘貳毛

立花万寿丸

内小玉銀拾貳貫九百七拾目五分

是は御預所筑後国、去々辰年御物成銀

一銀拾九貫百五拾三匁

岡部美濃守

内小玉銀壹貫九百拾五匁三分

是は御預所和泉国、去々辰年右同断

地方組

一銀三拾三貫六百目

同人

内小玉銀三貫三百六拾目

是は御預所備中国、去々辰年地方組小物成、諸運上、六

尺給米、石代銀、御蔵前入用、大坂御廻米納筵代銀等上

(二二ウ)

地方組

一銀拾三貫四百九拾貳匁

岡部美濃守

内小玉銀壹貫三百四拾九匁貳分

是は御預所和泉国、去々辰年地方組小物成、高掛物、石

代銀

一銀四拾九貫三百六拾目九分八厘壹毛

本庄伊勢守

内小玉銀四貫九百三拾六匁壹分

是は御預所山城国伏見廻、去々辰年御物成銀

地方組

一銀貳貫九百貳拾九匁八分四厘

同人

内小玉銀貳百九拾三匁

是は御預所山城国伏見廻、去々辰年地方組小物成、諸運

上銀

（二三才）

地方組

一銀貳貫八百拾七匁七分

毛利伊勢守

内小玉銀貳百八拾壹匁八分

是は御預所豊後国、去々辰年地方組小物成并口米石代、

諸運上銀

地方組

一銀五百三拾壹匁

小笠原佐渡守

内小玉銀五拾三匁壹分

是は御預所肥前国、去々辰年地方組小物成、其外諸上納

銀

金八千五百八拾兩

内式朱判四千四百八拾兩

銀六千九百拾六貫五拾六匁八分四厘六毛

（二三ウ）

定式石代金銀

一銀拾五貫五百目

毛利伊勢守

内小玉銀壹貫五百五拾目

是は御預所豊後国、去々辰御年貢米之内不熟石代銀

地方組

金七千百貳拾兩

但式朱判

一 此銀四百五拾貫九百五拾五匁六分

銀四貫四拾壹匁四分壹厘壹毛

松平隱岐守

内小玉銀四百四匁式分

内

(一四才)

式朱判千五百七拾兩

此銀九拾九貫五百八拾五匁壹分

但壹兩ニ付銀六拾

三匁四分三厘替

式朱判五千五百五拾兩

此銀三百五拾壹貫三百七拾目五分

但壹兩ニ付銀六拾

三匁三分壹厘替

是は御預所伊予国別子・立川兩銅山師、去ル卯年地方組
買請米代銀

金七千百式拾兩

但式朱判

銀拾九貫五百四拾壹匁四分壹厘壹毛

(一四ウ)

定式諸運上諸冥加金銀

金九拾三兩壹分

但式朱判

一 銀三匁五分式厘三毛

此永五拾五文六分三厘九毛

但壹兩ニ付銀六拾三匁三分

壹厘替

是は御預所伊予国別子・立川兩銅山、去々辰年山運上金
百兩之内より、御手当銀六拾九貫目之内江引落相成候ニ
付、殘金上納

地方組

一 銀四百九匁七厘五毛

同人

是は御預所伊予・讚岐国、去々辰年地方組諸運上、諸冥
加、諸上納銀

(一五才)

一金百七拾兩

久世伊勢守
矢部駿河守

是は大坂表金錢延売買会所、去ル卯正月より去巳十二月
迄中三ヶ年季請負被仰付、壹ヶ年冥加金百七拾兩宛、式
ヶ度ニ割合先納之積、去巳年分

一金九千九百五拾兩

久世伊勢守
戸塚備前守

但式朱判

矢部駿河守

是は淀川并大坂川々浚為冥加、市中より相納候壺ヶ年分、
金高九千九百五拾兩之積、去巳年分

人請地ニ相成候冥加金、去巳年分

一銀式拾壺貫九百五拾五匁三分式厘七毛 同人組与力

（二五ウ）

久世伊勢守

一 金六百七拾壺兩壺分
銀七百拾三匁

戸塚備前守

矢部駿河守

是は大坂并兵庫・西宮辺・大坂近辺在方、薬種屋、合薬
屋、砂糖屋、鼈甲屋、薩州小問屋、其外唐物取扱候者共
冥加金銀、去々辰初年并去巳年分共

運上銀、去巳年分

一銀拾八貫六百八拾九匁八分四厘四毛

矢部駿河守

跡部山城守

是は堺御役所江取立候所々冥加銀并口銀年々上納之積并
月割冥加銀共、去々辰・去巳年分

（二六ウ）

金六百六拾三兩三分

戸塚備前守

加納遠江守

一 内式朱判百八拾兩

組与力

銀百六拾壺貫六百八拾七匁四分九厘四弗

矢部駿河守

是は伏見御役所江取立候石錢取立川浚之者、諸問屋株仲
ヶ間之者、願筋有之差出候品々冥加銀、去々辰年分

是は大坂兩町奉行所江去巳年取立候品々冥加金銀并所々
運上銀

一銀九貫四百六拾目

角倉為次郎

但銀式百式拾枚分

是は山城国賀茂川・嵯峨川高瀬船運上銀、去々辰年分

（二六オ）

一金六百兩

同人組与力

但式朱判

一銀八貫六百目

角倉為次郎

是は大坂三郷町中割出除地御預之分、京都町人・大坂町

但銀式百枚分

木村惣左衛門

是は山城国淀川過書船運上銀、去巳年分

を以大坂御金蔵江相納候為替銀

(一七オ)

一 銀壹貫四百式拾四匁八分九厘三毛

木村惣左衛門

是は山城国北山之内鹿ヶ谷・大原・梅ヶ畑御入木山黒木
運上銀、去々辰年分

一 金三分

銀式拾三貫式拾六匁壹分壹厘九毛

同組

是は京都町奉行所江文政十一子年取立置候諸冥加、諸運
上、年貢地代金銀并陸荷口役、床役銀、八十日限を以右
同断為替金銀

一 銀九百八拾八匁

鳥田三郎右衛門
比留間兵三郎
西山繁兵衛
中畠宇右衛門

(一八オ)

一 金百五拾八匁壹分

同組

是は難波御蔵入堀両流垂江建家并煮売株十・茶屋株十・
髪結床三ツ・焚湯株壹ツ御免為冥加、御蔵納払人足之内、
壹ヶ年六百五拾人宛賃銀ニ而差出候ニ付、去巳年分

一 銀七拾式貫八百七拾七匁式分七厘八毛

是は京都町奉行所江明和元申年より取立候諸会所・諸仲
ヶ間・諸株之内冥加銀并畑地年貢代銀、去ル卯年分八十
日限を以右同断

(一七ウ)

一 銀六拾式貫式百目

大坂惣年寄

一 金壹万式千三百七匁壹分

内式朱判壹万八百式拾三匁壹分

是は大坂堀江上荷船五百艘之運上銀、去巳年分

銀四百拾四貫三百三拾六匁四分四厘三毛四弗

一 銀拾九貫百四拾壹匁六分四厘四毛

三井三人組

(一八ウ)

是は京都町奉行所江明和八卯年より追々新規申付候所々
冥加銀并年貢米代銀、文政十一子年取立候分、八十日限

定式御払物代

一 銀拾七貫八百式拾七匁

松平紀伊守

是は丹波国保津川筏式拾分一運上材木払代銀、去々辰八月より去巳四月迄之分

是は去々辰年
御所々御構内外般舟院御修復ニ付、古木其外品々御払代銀

一 銀拾五匁三分

松平出羽守

是は御預所隠岐国、去々辰年御林下草御払代銀

地方組

一 銀三拾式匁壹分式厘式毛

同人

（一九才）

一 銀百六拾九匁五分

同人

是は御預所隠岐国、御船觀音丸之古御船橋・船艚共御払代銀

銀六百四拾五匁

一 但銀拾五枚分

同人

一 銀五拾五匁八分四厘

同人

是は御預所隠岐国越智郡那久村ニ罷在候流人壹人居小屋并家財欠所被仰付、居小屋ニ有之候博奕場錢御払代銀

（二〇才）

是は去々辰年頭御祝儀・暑寒為伺御機嫌、御由緒之宮方・堂上方・門跡方より上り候御馬代銀并品々御払代銀、且

一 銀式拾四匁七分式厘

脇坂中務大輔

是は御預所美作国去々辰年分、無宿常右衛門所持之雜物御払代銀

并品々御払代銀共
勸修寺宮江御下行米被遣候付、右宮より上り候御馬代銀

一 銀三貫百式拾八匁四分壹厘

同人

（二九ウ）

一 銀百七拾九匁八分五厘式毛

小堀主税

是は河内国石川郡中野村百姓兩人之者共田畑・家屋敷・家財欠所御払代銀

地方組

一銀七拾五匁六分三厘

石原清左衛門

是は御代官所撰津・和泉国、去々辰年地方組過料錢、欠所物御払代銀

一銀貳拾七匁九分八厘

同人

是は御代官所撰津国村々、去巳御年貢米之内大坂御蔵納筵代銀

(二〇ウ)

地方組

一銀四貫百拾四匁七分七厘

辻富次郎

是は御代官所撰津・河内・播磨国村々、去々辰年地方組御林立枯并欠所物・過料錢御払代銀

一銀拾匁五分

和田主馬

是は御代官所丹後国村々、去々辰右同断

一銀九匁三分八厘

同人

是は当分御預所丹後・美作国村々、右同断

地方組

一銀七拾貳匁八分壹厘

同人

是は当分御預所撰津国村々、去々辰年地方組御林立枯御払代銀

一銀百貳拾目壹分六厘

古橋新左衛門

是は御代官所備中国式ヶ村、去々辰年御林木并過料錢御払代銀

(二一ウ)

一銀拾六匁七分

古橋新左衛門

是は御代官所備中・美作国村々、去々辰年御物成米之内大坂御廻米納筵代銀

地方組

一銀貳百八拾貳匁七分八厘

大原吉左衛門

是は御代官所撰津・播磨国村々、去巳年地方組捨物其外御払代銀

一銀三匁五分五厘

同人

是は当分御預所讚岐国村々、右同断

(二二オ)

一銀八匁四分六厘

根本善左衛門

是は御代官所石見国村々、去々辰御年貢大坂御廻米納筵
代銀

一銀五分四厘

同人

是は当分御預所石見国村々、右同断

（二二才）

一銀六百三拾五匁一分

山岡仁右衛門

森左十郎

鈴木栄助

是は大坂御城内外諸向、川崎方御修復所并西大御番衆小屋之内井戸、長興寺村御焰硝蔵五棟、其外所々御修復所古物品々御払代銀

松平伊豆守家来

大久保出雲守

遠藤但馬守

戸塚備前守

矢部駿河守

組与力

（二三才）

一銀九百三拾五匁三分五厘

同組

是は二条御蔵詰米・大豆、去々辰年分敷筵代銀、八十日限を以右同断為替銀

（二二ウ）

一銀拾四貫四百七拾式匁九分三厘三毛

三井三人組

内小玉銀壹貫四百四拾七匁三分

是は京都町奉行所江取立候去々辰年正月より十二月迄京廻り御土居藪竹笹枝筆皮板柴等御払代銀并藪地年貢米代銀、八十日限を以大坂御金蔵江相納候為替銀

金四拾両

一銀四貫五百九拾壹匁五分四厘三毛八弗

同組

銀三百五拾四匁八分式厘六弗

此錢三拾七貫七百四十五文 但壹貫文ニ付九匁四分替

是は京都町奉行所江文政十一子年取立置候於両御役所盜賊掛合之者并不埒之者共江申付候過料錢并欠所家屋敷・諸道具御払代、取上ケ金銀錢代銀、八十日限を以右同断為替金銀

是は大坂御城詰文政十三寅年古御味噌并去已年御味噌御煮込大豆煮汁、明俵、古荷升御払代銀

金四拾兩

銀六拾四貫九百七拾壹匁五分四厘五毛四弗

跡散糶御払代銀

(二三ウ)

定式御払米代銀

鳥田三郎右衛門

比留間兵三郎

野田市左衛門

須田平次郎

西山繁兵衛

中島宇右衛門

一銀三貫七百八拾七匁九分六厘

此 米大豆九拾石五斗九升五合

粉三百五拾四貫目

是大坂御藏唐箕繰式番箕先粉・散米・散大豆御払代銀

鳥田三郎右衛門

比留間兵三郎

野田市左衛門

須田平次郎

銀三拾八貫七百九拾七匁分八厘

(二四ウ)

定式品々納

石渡彦太夫

幸田金一郎

川崎六郎左衛門

石丸市左衛門

一銀七拾五匁三分五厘

是大坂御金方御役所小買物代銀之内、去々辰年減銀之

分上納

石渡彦太夫

(二四オ)

是大坂御藏御困糶之内、去ル寅年江戸御廻糶相成候出

一 銀貳百拾九匁四分

幸田金一郎
久保留三郎
駒井内記

是は大坂御金蔵去巳年中払方掛出目銀

（二五才）

一 銀四貫六百三拾貳匁五分

戸塚備前守
組与力
矢部駿河守

是は大坂両町奉行所江去巳年取立候所々通船・漁船・土積越船舟床銀

一 銀貳貫貳百壹匁

同人組与力

是は大坂両町奉行所江去巳年取立候所々年貢銀

一 銀三拾七貫五百六拾七匁八厘八毛

同人組与力

是は大坂両町奉行所江去巳年取立候所々地子銀

（二五ウ）

一 銀貳拾六貫七百貳拾六匁貳分五厘四毛

戸塚備前守
組与力
矢部駿河守

是は大坂両町奉行所江去巳年取立候所々地代銀

一 銀百六拾七匁分五厘

脇坂中務大輔

是は御預所美作・備中国、去々辰年分過料錢代銀

一 銀貳拾六匁四分式厘

松平隠岐守

是は御預所伊予国、去々辰年過料錢代銀

（二六才）

一 銀壹貫貳百六匁四分八厘

梶野土佐守

是は南都御役所、去々辰年納払残銀、去巳年上納

地方組

一 銀七貫拾五匁七分壹厘八毛

本庄伊勢守

是は御預所山城国伏見廻并葭嶋新田、去々辰年地方組高役掛り銀、取立物、地子代銀、其外品々御払物代銀

一 銀三匁四分五厘

加納遠江守

是は去々辰年伏見御役所諸御入用御定高銀六貫目、同年春相渡置候処、右遣払五貫九百九拾六匁五分五厘ニ而相濟候ニ付、残銀上納

（二六ウ）

一 銀八貫九百九拾四匁八分壹厘八毛

矢部駿河守

是は去々辰年堺御役所江年々取立候堺浦船石錢銀其外品々、

都合銀高式拾貳貫三百九拾三匁三分七厘八毛有之候処、

同年堺御役所御入用相払候殘銀

一銀八百四拾八匁八分八厘七毛

跡部山城守

是は堺御役所江取立候所々地代銀、年々上納之積、去巳年分

一銀九貫五百貳拾六匁五分九厘五毛

同人

是は堺御役所江取立候所々地子銀、年々上納之積、去巳年分

(二七才)

一銀三拾貫目

矢嶋藤蔵

辻富次郎

是は大貫次右衛門・池田仙九郎御代官所出羽国、大坂御廻米御蔵納之節、欠減相立、納不足買納代銀之内御取替銀、去々辰十二月相渡候分、返納

一銀貳拾五貫七百八拾六匁九分四厘

矢嶋藤蔵

是は御代官所撰津国西成郡瓦土取場、去々辰年分地代銀之内、御年貢其外諸入用引之殘銀

一銀五百三拾三貫三拾四匁貳分七厘

辻富次郎

内小玉銀五拾三貫三百三匁五分

是は御代官所撰津国灘筋村々、酒造増石、去巳年分

(二七ウ)

一銀八拾九貫五百八拾八匁

辻富次郎

内小玉銀八貫九百五拾八匁八分
是は当分御預所撰津国灘筋村々、酒造増石、去巳年分

一銀百貳拾目

古橋新左衛門

是は御代官所備中国壱ヶ村、去々辰年新開場地代銀

地方組

一銀九拾貫六百五拾貳匁壹分四厘

西村貞太郎

内小玉銀九貫六拾五匁三分

是は御代官所但馬・美作国村々、去々辰年御物成并銀・銅山諸運上銀之内、灰吹銀引替置銀殘、去巳年地方御勘定組之積上納

(二八才)

一銀八拾六匁四分

同人

是は御代官所但馬国尾崎村・美作国是宗村外壱ヶ村より
去々辰年取立候過料錢代銀

一金壹万兩

三井三人組

是は從江戸表為御差登ニ付、上納

一銀百三拾貳貫六百五拾目三分三厘

根本善左衛門

是は御代官所石見国、去々辰年銀山方置銀之内、灰吹銀

（二九才）

引替渡殘銀并右殘銀ニ掛り候判賃銀

銅座役人

山口三右衛門

地方組

森長之丞

一銀貳百九拾五匁

高木作右衛門

是は御代官所肥前国村々、去々辰年地方組御伝馬宿入用

一銀貳百貫目

若杉寿七郎

米代銀

為川半十郎

（二八ウ）

岡本八左衛門

金六百五拾兩貳分

是は去ル卯年長崎上納金壹万五千兩之内江

一 但貳朱判

大坂惣年寄

銀拾四匁五分三毛

（二九ウ）

是は大坂堀江南北幸町・富嶋町・古川町地代金銀、去巳

相納置、追而長崎年寄共連印之証文と引替之筈、仮納

年分

大判金貳枚

一大判金貳枚

三井三人組

為替拾人組

是は就御用御買上大判金上納

銀千貳百壹貫四百三拾八匁六分九厘三毛

ノ

金壹万六百五拾兩貳分

内貳朱判六百五拾兩貳分

(三〇才)

灰吹銀

野村八郎
為川住之助

一灰吹銀四百貫目

西村貞太郎

是は御代官所但馬・美作国村々、天保三辰年御物成并銀・
銅山諸運上銀之内灰吹銀、銀座改之上、上納

是は長崎瀬崎御蔵米代銀、去ル寅年中取立候内四百貫目、
去ル卯六月相納候残之内江相納置、追而高木作右衛門納
証文と引替之筈、仮納

一灰吹銀七拾貫七百目

根本善左衛門

是は御代官所石見国銀山、去々辰年諸運上・御物成代灰
吹銀、右同断

(三一才)

別口拝借返納金銀

灰吹銀四百七拾貫七百目

一金四兩

御物御茶師
七人

(三〇ウ)

唐金

銅座役人

内藤忠次兵衛

森長之丞

森清五郎

一足赤金六貫八百拾三匁五分

為川半十郎

岡本八左衛門

是は寛文九酉年、先祖御物御茶師八人江金貳千百兩拝借
被仰付候内、段々返納并棄捐相成候残金八百九拾五兩貳
分不納相成候ニ付、右不納之分、宝曆十三末年より壹ヶ
年金四兩宛返納、但端金之儀は皆済之年返納之積、去已
年分

一金五兩

御通御茶師
貳拾貳人

是は寛文九酉年、御通御茶師三拾三人江金千六百兩拝借

被仰付候内、段々返納并棄捐相成候残金四百五拾六両壹分、銀四匁三分壹厘不納相成候ニ付、右不納之分、宝曆十三末年より壹ヶ年金五両宛返納、但端金銀之儀は皆済之年返納之積、去巳年分

(三二ウ)

一金壹両

上林味卜

是は寛文九酉年金五百両味卜先祖江拝借被仰付候内、段々返納残金貳百五拾六両不納相成候ニ付、右不納之分宝曆十三末年より壹ヶ年金壹両宛返納之積、去巳年分

一銀三拾目

同人

是は延宝三卯年銀貳拾貫目味卜先祖江拝借被仰付候内、段々返納残銀拾九貫目不納相成候ニ付、右不納之分宝曆十三末年より壹ヶ年銀三拾目宛返納、但端銀之儀は皆済之年返納之積、去巳年分

(三二オ)

一銀貳百目

御物御茶師

七人

是は延宝三卯年先祖御物御茶師八人江銀百五拾貫目拝借被仰付候内、段々返納并棄捐相成候残銀百貳拾四貫六百

八拾目不納相成候ニ付、右不納之分宝曆十三末年より壹ヶ年銀貳百目宛返納、但端銀之儀は皆済之年返納之積、去巳年分

一銀六百目

御通御茶師

貳拾九人

是は延宝三卯年御通御茶師四拾四人江銀百五拾貫目拝借被仰付候内、段々返納并棄捐相成候残銀九拾三貫九百貳拾目四分七厘五毛不納相成候ニ付、右不納之分宝曆十三末年より壹ヶ年銀六百目宛返納、但端銀之儀は皆済之年返納之積、去巳年分

(三二ウ)

一金貳両

上林又兵衛

是は延宝八申年金貳千両先祖竹庵江拝借被仰付候処、不納相成候ニ付、宝曆十三末年より壹ヶ年金貳両宛返納、但同年より明和二西迄三ヶ年は返納、同三戌より同五子迄三ヶ年は年延相成、同六丑年分より割合之通返納、去巳年分

一 金三分

同人

一 銀六拾目

是は延宝八申年金四百五拾五兩・銀四拾五貫五百目先祖竹庵江拝借被仰付候内、返納殘金四百五兩・銀四拾五貫五百目不納相成候ニ付、右不納之分宝曆十三末年より壹ヶ年金三分・銀六拾目宛返納、但同年より明和二酉迄三ヶ年は返納、同三戌より同五子迄三ヶ年は年延相成、同六丑年分より割合之通返納、去巳年分

一銀五貫七百貳拾壹匁分六厘八毛 小堀主税
是は御代官所山城・丹波国村々水難ニ付、夫食代拝借、文政十二丑年新入手形高銀貳拾八貫六百五匁八分三厘九毛、寅より午迄五ヶ年賦、壹ヶ年銀五貫七百貳拾壹匁分六厘八毛宛、未年は五貫七百貳拾壹匁分六厘七毛返納之積、去々辰年分

(三三才)

一金七兩

鳥田三郎右衛門

但式朱判

是は文政八酉年五月迄大坂御藏奉行仮役相勤罷在候処、定役被仰付、家内之者大坂江引越候ニ付、金七拾兩拝借、去ル戌より未迄拾ヶ年賦、壹ヶ年金七兩宛返納之積、去巳年分

一金七兩

森左十郎

但式朱判

是は去々辰年二月迄大坂御破損奉行仮役相勤罷在候処、定役被仰付、家内之者大坂江引越候ニ付、金七拾兩拝借、去巳より寅迄拾ヶ年賦、壹ヶ年金七兩宛返納之積、去巳年分

(三四才)

一金七兩

鈴木吉兵衛

但式朱判

一銀貳貫拾匁 本庄伊勢守
是は御預所山城国紀伊郡六ヶ村、文政八酉年水難ニ付、為相統銀高貳拾貫百目拝借被仰付、返納之儀は去ル亥より来ル申迄拾ヶ年賦、壹ヶ年銀貳貫拾匁宛返納之積、去々辰年分

是は去々辰年二月迄大坂御藏奉行仮役相勤罷在候処、同所御具足奉行被仰付、右同断、去巳年分

一金千兩

松平伯耆守

但式朱判

(三三才)

是は大坂御城代被仰付候節、式朱判壹万両文政九戌年於江戸拝借被仰付、返納之儀は去ル亥年より来ル申年迄拾ヶ年賦、壹ヶ年千両宛返納之積、去ル丑年分

(三四ウ)

一金千両

松平伯耆守

但式朱判

是は京都所司代被仰付候節、金壹万両文政十一子年於江戸拝借被仰付、返納之儀は去ル丑年より来ル戌年迄拾ヶ年賦、壹ヶ年千両宛返納之積、去ル丑年分

一金五百両

同人

但式朱判

是は江戸居屋敷度々類焼ニ付、金五千両文政十二丑年於江戸拝借被仰付、返納之儀は去ル寅年より来ル亥年迄拾ヶ年賦、壹ヶ年五百両宛返納之積、去ル寅年分

(三五オ)

一金貳百両

三井三人組

是は上方筋為通用安永八亥年より式朱判八千両宛京都町人嶋本三郎九郎江御貸渡有之、翌子年より年々冥加銀六百四拾枚宛相添返上納之積ニ候処、金元金貳ヶ年分壹万

六千両、冥加銀六千四百枚上納相滞候ニ付、享和元酉年より壹ヶ年元金四百五拾両宛永年賦ニ而、西より丑迄五ヶ年分は文化三寅年迄ニ上納、寅年分より以後は翌二月迄ニ致上納、元金皆済之上引続冥加銀滞高江壹ヶ年金四百五拾両宛上納之積被仰付、享和元酉年より去ル寅年迄三拾ヶ年分壹万三千両上納相滞候処、難渋ニ付減納相願、文政十二丑年より来ル巳迄拾七ヶ年賦、壹ヶ年金貳百両宛返納之積、冥加銀は元金皆済之翌年より金ニ而上納之積、去々辰年分、元金八十日限を以大坂御金蔵江相納候為替金

(三五ウ)

一銀五百九拾五匁九分式厘

古橋新左衛門

是は御代官所備中国村々、相続拝借、文政九戌より子迄三ヶ年延、丑より戌迄拾ヶ年賦返納之積、但馬国生野銀山灰吹引替置銀残之内を以、銀四拾壹貫貳百目拝借被仰付候内、引請高銀五貫九百五拾九匁式分之内、去々辰年分

一銀貳貫百四拾八匁三分

西村貞太郎

是は御代官所美作国村々、右同断拝借被仰付候内、丑より卯迄三ヶ年分、銀六貫四百四拾四匁九分は鈴木半十郎

方ニ而返納相済、引請高銀拾五貫三拾八匁七厘之内、去々辰年分

(三六才)

一銀壹貫三百七拾五匁七分八厘 同人

是は当分御預所美作国村々、右同断拝借被仰付候内、丑より卯迄三ヶ年分、銀四貫百貳拾七匁三分四厘は右同人方ニ而返納相済、引請高銀九貫六百三拾目四分九厘之内、去々辰年分

金貳千七百三拾三兩三分

内式朱判貳千五百貳拾壹兩

銀拾貳貫七百四拾壹匁六厘八毛

(三六ウ)

別口

一ッ橋殿御貸付元銀

一銀百三拾九匁三分五厘壹毛

古橋新左衛門

是は美作・備中国村々江一ッ橋殿御貸付元銀百九拾六貫

目之内、返納滞銀永年賦返納之内、去々辰年分元銀



(三七才)

別口

一ッ橋殿御貸付利銀

一銀八拾目七分七厘九毛

同人

是は右同断元銀百九拾六貫目之利銀返納滞銀、右同断利銀



(三七ウ)

別口国役銀

一銀七拾五貫貳百拾壹匁六分九厘四毛

小堀主税

是は五畿内大川通去ル卯年分国役掛り銀

一銀九拾八貫六百八拾目貳分五厘八毛

添田一郎次

大原吉左衛門

是は大川通去ル卯年国役御入用撰津・河内・和泉国高掛り銀

銀百七拾三貫八百九拾壹匁九分五厘貳毛

（三八才）

別口品々納

一銀三百三拾八匁四分

矢部駿河守

是は大坂町人共之内江御用金御貸付被仰付、年七朱之利金を以諸家江貸付、右利足之内壹朱分銀納之積、去巳年中貸付、右壹朱分取立上納

一銀百貳拾九匁六分六厘壹毛

戸塚備前守
組与力
矢部駿河守

是は闕所銀之内金千両分、六拾目替之積を以銀六拾貫目御金藏江仮納相成有之候内、銀貳貫目は兵庫・西宮勤番所急御入用為手当、壹ヶ所江銀壹貫目宛差遣置候処、兵庫・西宮町人共之内江壹ヶ年限御貸付之利銀、去巳年百三拾目之内、入目銀・上納包紙代銀都合三分三厘九毛引之上納

（三八ウ）

一銀拾五貫貳百貳拾九匁貳厘五毛壹弗

戸塚備前守
組与力

矢部駿河守

是は大坂両町奉行所江取立候唐物一件御取上ニ相成候品払代銀貳百拾壹貫目余之内、銀貳百拾貫目天明二寅年相渡、月五朱之利足ニ而寛政三亥年迄拾ヶ年御貸付相成、元銀皆納之上、御益銀を元ニ立永々貸付、右元ニ立候御益銀高之内、大坂町人尼崎又右衛門江貸付銀無利足百ヶ年賦被仰付候分、午より酉迄拾六ヶ年分元銀江結込、都合高之内、河内国吉田新家村江貸付銀并滞利銀共百ヶ年賦被仰付、去ル卯年より去々辰年迄拾四ヶ年分相納、元銀江結込、都合高之内、播磨国上太田村江貸付銀、去ル申年より無利足四拾五ヶ年賦ニ相成候ニ付除之、右之内去ル申年より去々辰年迄九ヶ年分相納、元銀江結込、都合高之内、松平右京亮大坂蔵屋敷詰家来江貸付銀并滞利銀共、去ル亥年より三拾五ヶ年賦相成候ニ付除之、去ル亥より寅迄四ヶ年分相納、元銀江結込、都合高之内、松平和泉守大坂陣屋詰家来江

（三九才）

貸付銀并滞利銀共、去ル卯年より四拾七ヶ年賦相成候ニ付除之、去ル卯・去々辰年分相納、元銀江結込、都合三百八拾貫三拾八匁貳分六厘七毛四弗、去々辰九月より去巳九月迄閏月共十四ヶ月分利銀貳拾六貫六百貳匁六分七

厘八毛七弗可相納処、内銀拾五貫七百八拾八匁七分貳毛八弗、去巳年分不納相成殘銀、并右利銀年々上納之処、文政四巳并同九戌より去々辰迄七ヶ年利銀不納之内江取立并百ヶ年賦返納相成候殘銀三拾六貫三百五拾九匁四厘三弗、去巳年壹朱分利銀共上納

是は京都町奉行所江取立候兩御役所臨時為御用御手当銀、去ル卯年御貸付之利足利倍共、八十日限を以大坂御金藏江相納候為替銀

(四〇才)

一銀五貫九百六拾三匁四分

同組

是は京都町奉行所江取立候二条御藏筵代溜銀、去ル卯年右同断、八十日限を以右同断

一銀五拾五貫七百八拾五匁九分九厘九毛 跡部山城守
是は堺御役所御貸付、去々辰年利銀并去ル子より卯迄四ヶ年滞利納銀半通り銀高之内、堺初詰御蔵御入用、其外品々代相払候殘銀

一銀六貫九百五拾四匁五分

同組

是は京都町奉行所江取立候加茂川縁御年貢代銀、去ル卯年右同断、八十日限を以右同断

(三九ウ)

一銀三拾五匁四分五厘

加納遠江守

是は伏見御役所銀貸付高式拾三貫目之利銀、去々辰年分銀三貫貳百目七分取立、右之内三貫百六拾五匁貳分五厘、同年欠所銀払御入用不足之処江相加江殘銀上納

一 金八拾貳兩三分
銀六分三厘九毛

同組

此永拾文六分五厘 但壹兩ニ付六拾目替
是は京都町奉行所江取立候御殿番預二条御城内金、去ル卯年右同断、八十日限を以右同断為替金銀

一銀百五拾七匁八分

大原吉左衛門

是は摂津・河内国大川通国役堤、去巳春常例樋方御普請古木・古鉄物御払代銀

(四〇ウ)

一銀八拾三匁

三井三人組

一銀貳貫八百貳拾四匁六分貳厘

三井三人組

是は京都町奉行所江取立候近江屋忠藏儀米買いたし候

徳用銀之内、所々江貸付置候ニ付、右借請人共より御役所江上納申付、文政十一子年中取立候分、八十日限を以て大坂御金蔵江相納候為替銀

一 金貳両貳分
銀四拾九匁

同組

是は京都町奉行所江文政十一子年取立候先年欠落いたし候者共貸付候殘金四百五拾四兩・銀拾八貫五百貳拾九匁九分七厘七毛之内江無年限毎年取立、八十日限を以て右同断為替金銀

金八拾五兩壹分

銀八拾七貫五百五拾壹匁四分九厘四毛壹分

（四一才）

御除御年貢金銀之類

一 銀三拾七貫貳百七拾九匁

内小玉銀三貫七百貳拾七匁九分

是は御代官所大和国小堀周防上知、去々辰年御物成銀

小堀主税

金百兩

壹兩ニ付

一 此銀六貫三百四拾目 但 銀六拾三匁

石原清左衛門

銀九百三拾三匁

四分替

内小玉銀九拾三匁三分

是は御代官所之内小堀周防上知之分、近江国去々辰年右同断

（四一ウ）

地方組

金三百兩

壹兩ニ付

一 此銀拾九貫貳拾目 但 銀六拾三匁

石原清左衛門

銀五貫七百七拾七匁

四分替

内小玉銀五百七拾七匁七分

是は御代官所之内小堀周防上知之分、近江国去々辰年地方組小物成、高掛物、口米石代、諸運上、諸冥加銀

一 銀拾三貫三百貳拾貳匁

岡部美濃守

内小玉銀壹貫三百三拾貳匁貳分

是は御預所和泉国小堀周防上知之分、去々辰年御物成銀

（四二才）

地方組

一銀五百七拾貳匁

同人

内小玉銀五拾七匁貳分

是は御預所和泉国小堀周防上知之分、去々辰年地方組小物成、高掛物、石代銀

金四百兩

銀五拾七貫八百八拾三匁

(四二ウ)

御除品々納

一銀貳拾五貫貳拾目三分五厘三毛四弗

戸塚備前守
矢部駿河守

是は上田三郎左衛門外八人より宗対馬守借入滞銀千四百七貫五百目之分、寛政元酉年より金九百兩宛大坂表御貸付、拾三ヶ年賦利銀之内より年々相渡来候処、拾三ヶ年賦は享和元酉年ニ而皆納ニ相成候付、右為御下ケ金寛政八辰・同十二申・享和元酉年拾三ヶ年賦割合、元銀三ヶ年分都合高之内、大坂町人尼崎又右衛門江貸付銀無利足百ヶ年賦被仰付候分、午より卯迄拾ヶ年分元銀江結込、都合高之内河内国吉田新家村江貸付銀并滞利銀共百ヶ年賦、去ル卯年より去々辰年迄拾四ヶ年分相納、元銀江結

込、都合高之内播磨国小神村外貳ヶ村江貸付銀、去ル申年より無利足

(四三オ)

四拾五ヶ年賦相成候ニ付除之、右之内去ル申より去々辰迄九ヶ年分相納、元銀江結込、都合高之内松平右京亮大坂蔵屋敷詰家来江貸付銀并滞利銀共三拾五ヶ年賦相成候ニ付除之、去ル亥より寅迄四ヶ年分相納、元銀江結込、都合千壹貫六百三拾九匁六分七厘貳毛貳弗、去々辰十二月より去巳十二月迄十三ヶ月分利銀月五朱宛ニ而此利銀六拾五貫百六匁五分七厘八毛七弗之内、五拾貫七百四拾貳匁七分壹厘壹毛九弗不納ニ相成并右利銀年々上納之処、文政九戌・同十亥・同十一子并去々辰年利銀不納之内江取立上納

一銀三百五拾七貫七百目

矢嶋藤蔵
辻富次郎
添田一郎次
大原吉左衛門

是は藤蔵・富次郎・一郎次・吉左衛門掛り御貸付、大坂町人鴻池屋善右衛門外拾人之者上ケ銀拝借、八千七百貫目之利銀之内、去ル酉并去々辰・去巳年分

(四三ウ)

一金拾兩

添田一郎次

但式朱判

大原吉左衛門

是は一郎次・吉左衛門掛り御貸付、大坂町人鴻池屋善右衛門外拾人之者上ケ銀拝借貸出銀之内、朱座借請銀滞、銀主共難儀之旨申立、寛政六寅暮可相納利銀年延振替拝借相願候ニ付、取斗方相伺候処、元銀引当朱式千八百三斤之代銀式百式拾四貫式百四拾目之分、同七卯年より壹ヶ年金拾兩宛取立相納、朱売捌方相増候節ニ至り候ハ、増上納之積、去巳年分

御囲鉛之内より渡方相成候代銀相渡候処、御買上御蔵納不及候旨被仰渡候ニ付、右代銀上納

金拾兩

但式朱判

銀三百九拾貫五百拾匁六分三毛四弗

(四四ウ)

外御年貢金銀之類

一銀三百六拾貫目

小堀主税

地方組

一銀壹貫六百五拾九匁

小堀主税

内小玉銀百六拾五匁九分

是は御代官所大和国小堀周防上知、去々辰年地方組夫米、口米、御蔵前入用銀

是は御代官所山城・大和・河内・和泉・摂津・丹波・播磨国、去巳年御物成銀

金六百兩

壹兩ニ付

一 此銀三拾七貫九百拾四匁

但 銀六拾三匁

石原清左衛門

銀三拾式貫八拾六匁

壹分九厘替

内小玉銀三貫式百八匁六分

近江国、

271

(四四オ)

一銀六貫百三拾壹匁式分五厘

福嶋小左衛門
石渡彦太夫

是は大坂諸組鉄炮稽古鉛去巳年渡方無之ニ付、大坂御蔵

是は御代官所大和・河内・摂津・和泉・播磨・近江国、去巳年右同断

(四五才)

地方組

金四百兩

一 此銀貳拾五貫貳百七拾六匁 但右同断 同人

銀四貫七百貳拾四匁

内小玉銀四百七拾貳匁四分

是は御代官所大和・河内・摂津・和泉・播磨・近江国、
去巳年地方組小物成、高掛物、口米石代、諸運上銀

一 銀貳百貳拾貫目

添田一郎次

内小玉銀貳拾貳貫目

是は御代官所摂津・河内・播磨国村々、去巳年御物成銀

一 銀五貫目

同人

内小玉銀五百目

是は当分御預所播磨国村々、去巳年右同断

(四五ウ)

一 銀七百八貫三百八拾三匁

大原吉左衛門

内小玉銀七拾貫八百三拾八匁三分

是は御代官所摂津・河内・播磨国村々、去巳年御物成銀

地方組

一 銀百貳拾四貫八拾目

同人

内小玉銀拾貳貫四百八匁

是は御代官所摂津・河内・播磨国村々、去巳年地方組小
物成并諸運上銀

一 銀拾四貫九百貳拾七匁

同人

内小玉銀壹貫四百九拾貳匁七分

是は当分御預所播磨国村々、去巳年御物成銀

(四六才)

地方組

一 銀九貫貳百五拾式匁

同人

内小玉銀九百貳拾五匁式分

是は当分御預所播磨国村々、去巳年地方組小物成并諸運
上銀

一 銀六拾貫目

多羅尾鞆負

内小玉銀六貫目

是は御代官所大和・近江国村々、去巳年御物成銀

一 銀三百四拾九貫目

和田主馬

地方組

内小玉銀三拾四貫九百目

是は御代官所丹後・但馬国村々、去巳年右同断

一銀三拾貫目

内小玉銀三貫目

是は御代官所但馬・美作国村々、去巳年地方組小物成銀

同人

(四六ウ)

一銀百貳拾貫目

和田主馬

一銀四拾貫目

同人

内小玉銀拾貳貫目

内小玉銀四貫目

是は当分御預所丹後・美作国村々、去巳年御物成銀

是は当分御預所播磨・美作国村々、去巳年御物成本途銀

一銀百貳拾五貫目

古橋新左衛門

(四七ウ)

一銀貳拾貫目

上林六郎

内小玉銀拾貳貫五百目

是は御代官所備中・美作国村々、去巳年御物成本途銀

内小玉銀貳貫目

是は御代官所山城・河内国、去巳年御物成本途銀

一銀八拾五貫目

同人

一銀六貫目

木村惣左衛門

内小玉銀八貫五百目

是は当分御預所備中・讃岐国村々、去巳年右同断

内小玉銀六貫目

是は御代官所河内国村々、去巳年御物成銀

(四七オ)

一銀貳拾貫目

西村貞太郎

一銀四百貳拾貫目

塩谷大四郎

内小玉銀貳貫目

内小玉銀四拾貳貫目

是は御代官所但馬・美作国村々、去巳年右同断

是は御代官所豊後・豊前・日向・筑前国、去巳年右同断

(四八才)

一銀八拾貫目

同人

内小玉銀八貫目

是は当分御預所日向国、去巳年右同断

一銀百五拾貫目

根本善左衛門

内小玉銀拾五貫目

是は御代官所石見・備後国村々、去巳年右同断

一銀百拾五貫目

同人

内小玉銀拾壹貫五百目

是は当分御預所石見・備後国村々、去巳年右同断

(四八ウ)

一銀百貳拾貫目

永井飛驒守

内小玉銀拾貳貫目

是は御預所撰津・河内国、去巳年御物成銀

一銀七拾三貫目

脇坂中務大輔

内小玉銀七貫三百目

是は御預所播磨・美作・備中国、去巳年右同断

一銀三拾貫目

松平三河守

内小玉銀三貫目

是は御預所備中国、去巳年右同断

一銀八拾貫目

松平主殿頭

内小玉銀八貫目

(四九才)

是は御預所豊後国、去巳年右同断

一銀四拾五貫目

立花万寿丸

内小玉銀四貫五百目

是は御預所筑後国、去巳年右同断

一銀貳拾貫目

岡部美濃守

内小玉銀貳貫目

是は御預所和泉国、去巳年右同断

一銀九拾貫目

加納遠江守

内小玉銀九貫目

是は御預所山城国伏見廻、去巳年右同断

(四九ウ)

一 銀九拾九貫九百拾匁

松平伊予守

内小玉銀九貫九百九拾匁

是は御預所備中国、去巳年御物成銀

地方組

一 銀壹貫八百目

同人

内小玉銀百八拾目

是は御預所備中国、去巳年地方組小物成銀

金千両

銀三千六百五拾八貫百六拾貳匁

(五〇オ)

外圍取捌返納銀

銀拾八貫五百四拾六匁五分壹厘五毛

細川越中守

一 此金貳百八拾五兩壹分・永八拾壹文分

但壹兩ニ付六拾五匁替

銀貳拾四貫貳百五拾三匁貳分四厘

是は文化十四年大坂江廻米可致石高九万九千八百六拾六石余之内、米四万九千九百三拾三石余、此取九万九千八百六拾六石余致圍取候ニ付、右石高底、金壹万九千九百

(五〇ウ)

銀壹貫四百九拾三匁五分七厘

細川采女正

一 此金貳拾貳兩三分・永貳百貳拾八文分

但壹兩ニ付六拾五匁替

銀壹貫九百五拾三匁壹分六厘

是は文化十四年大坂江廻米可致石高八千四拾貳石余之内、米四千貳拾壹石余、此取八千四拾貳石余致圍取候ニ付、右石高底、金千六百八兩壹分・永百五拾文・銀百三拾六貫七百拾四匁拜借之処、同十四丑年、右石高之内半高取捌返納可致旨被仰渡候ニ付、右之内半高取捌返納之処、去ル午年残半高之分、同年より子迄七ヶ年割合取捌返納可致旨被仰渡候ニ付、午より亥迄六ヶ年返納之処、子年分は領分風水災打続候ニ付、子より寅迄追々年延相願、

七拾三兩・永貳百文・銀千六百九拾七貫七百貳拾貳匁拜借之処、同十四丑年、右石高之内半高取捌返納可致旨被仰渡候ニ付、右之内半高取捌返納之処、去ル午年残半高之分、同年より子迄七ヶ年割合取捌返納可致旨被仰渡候ニ付、午より亥迄六ヶ年返納之処、子年分は領分風水災打続候ニ付、子より寅迄追々年延相願、去卯年皆済返納可致処、同年も多分之不作損毛ニ付猶又相願、右返納残壹ヶ年分、去ル卯より来未迄五ヶ年割合返納可致旨被仰渡候ニ付、去巳年分

去ル卯年皆済返納可致処、同年も多分之不作損毛ニ付猶
又相願、右返納残壹ヶ年分、去ル卯より来未迄五ヶ年割
合返納可致旨被仰渡候ニ付、去巳年分

銀壹貫九百拾四匁七分壹厘八毛

松平右近將監

一 此金貳拾九兩壹分・永貳百七文貳分 但右同断

銀貳貫五百三匁八分六厘

(五一才)

是は文化十四年大坂江廻米可致石高八千貳百四拾八石余
之内、米四千百貳拾四石余、此粃八千貳百四拾八石余致
困粃候ニ付、右石高底、金千六百四拾九兩貳分・永百文・
銀百四拾貳百拾六匁拝借之処、同十四丑年右石高之内
半高取捌致返納、残半高之内、文政十亥年迄致返納候残
金五百八拾九兩・永百四拾四文・銀五拾貳百七匁貳分
之分、去ル卯より来ル戌迄貳拾ヶ年賦返納可致旨被仰渡
候ニ付、去巳年分

一 銀三拾貳貫五百目

松平肥前守

此金五百兩分

但右同断

是は文化十四年大坂江廻米可致石高九万四千七百貳拾五
石余之内、三万七千八百九拾石、此粃七万五千七百八拾

石致困粃候ニ付、右石高底、金壹万五千百五拾六兩・銀
千貳百八拾八貫貳百六拾目拝借之処、右石高之内半高取
捌返納残半高之分、文政五年より子迄七ヶ年割合取捌返
納被仰渡候ニ付、午年分返納、未年分致内納候残金六千
九拾五兩壹分・永百七拾九文・銀五百五拾貳貫百拾壹匁
五分之分、去ル寅年より貳拾ヶ年賦返納ニ相成、初五ヶ
年・中五ヶ年・後拾ヶ年、三段ニ割合返納之積、初五ヶ
年之内、去々辰年分

(五一ウ)

銀拾貳貫貳拾八匁八分五厘

立花万寿丸

一 此金百五拾四兩壹分・永四拾文分 但壹兩ニ付六

拾五匁替

銀三拾貳貫百拾四匁八分

是は文化十四年大坂江廻米可致石高貳万四千八百石之内、
壹万貳千四百石、此粃貳万四千八百石致困粃候ニ付、右
石高底、金四千九百六拾兩・銀四百貳拾壹貫六百目拝借
之処、同十四丑年右石高之内半高取捌返納可致旨被仰渡
候ニ付、右之内半高取捌返納之処、去ル午年残半高之分、
同年より去ル子迄七ヶ年割合取捌返納可致旨被仰渡候ニ
付、年割返納之内、去ル子年分之内江書面之金高着金ニ
付、皆済上納

銀百貳拾三貫三百八匁七分壹厘三毛

（五二才）

外御貸付返納金銀

金三分

但貳朱判

一 銀七匁六分三厘八毛

西村貞太郎

此永百貳拾壹文三分八厘 但壹兩ニ付銀六拾貳匁九分三厘替

去ル巳七月より 去ル午六月迄 壹ヶ年分之内

三分・永百文

元金

内

永貳拾壹文三分八厘

右同断

利金

是は貳朱判通用御貸付、美作国貳拾八ヶ村拝借返納残元
金四百九拾五両壹分・永貳百貳拾貳文五分、文化三寅七
月より拾八ヶ年賦之内、文政四巳七月より同五年六月迄
壹ヶ年分元金之内并年五分利金之内五厘通貸付方為諸入
用引之、残九分五厘利金之内共上納

（五二ウ）

金百三拾三両壹分

但貳朱判

一 銀百三拾五匁三分三厘壹毛

西村貞太郎

此永貳貫百五拾文五分 但壹兩ニ付銀六拾貳匁九分三厘替

七拾貳匁三分・永壹貫四百五拾壹文六分 元金

去ル未より卯迄九ヶ年分之内

内

六拾兩貳分・永五百九拾八文九分

右同断

利金

是は貳朱判通用御貸付、美作国四拾五ヶ村拝借返納残元
金高三千六百三拾八兩三分・永百三文七分五厘、文化十
西より貳拾ヶ年賦之内、拾壹ヶ村は戌より四拾ヶ年賦被
仰付候間引分、残三拾四ヶ村文政六未より天保二卯迄九
ヶ年分元金之内并壹ヶ年利金之内五厘通貸付方為諸入用
引之残九分五厘、利金未より卯迄九ヶ年分之内共上納

（五三才）

金六拾壹兩壹分

但貳朱判

一 銀三拾目八分六毛

同人

此永四百八拾九文五分壹厘 但右同断

去ル丑年分并寅年分之内

五拾壹兩壹分・永九拾文八分

元金

内

拾兩・永三百九拾八文七分壹厘
右同断 利金

是は右同断、文化十酉より式拾ヶ年賦之内、文政九戌より四拾ヶ年賦被仰付、引分候拾壹ヶ村、文政十二丑年分元金并天保元寅年分元金之内并壹ヶ年利金之内五厘通貸付方為諸入用引之、残九分五厘丑年分利金并寅年分利金之内共上納

(五三ウ)

金七兩式分

但式朱判

一 銀拾六匁五分

西村貞太郎

此永式百六拾式文式分 但壹兩ニ付銀六拾式匁九分三厘替

去ル子年分之内

四兩・永八拾文

元金

内

三兩式分・永百八拾式文式分 利金

右同断

是は式朱判通用御貸付、備中国井村外式ヶ村拝借返納残元金百式兩、文化九申より拾七ヶ年賦之内、文政十一子年分元金之内并壹ヶ年利金之内、五厘通貸付方為諸入用引之、残九分五厘利金之内共上納

但式朱判

一 銀式拾六匁壹分壹厘七毛

多羅尾靱負

此永四百拾壹文六分 但壹兩ニ付銀六拾三匁四分五厘替 是は米価方御貸付金四千兩、利息年壹割式分之處、去ル午年より年壹割ニ利下ヶ御貸付、去ル子より去々辰迄五ヶ年分利金之内、五厘通為諸入用可被下分引之、残九分五厘通利金之内江上納

一 銀四貫八百九拾七匁式分八厘

矢嶋藤藏

是は米価方御貸付金三千兩、此銀百九拾五貫目

(五四ウ)

御貸付被仰付、利足之儀は年壹割式分之處、去ル午年より壹割ニ利下ヶ被仰出、五厘は貸付方諸入用被下候ニ付引之、残九分五厘利銀去ル申より去々辰迄九ヶ年分之内

金四百式拾兩壹分

但式朱判

銀五貫百拾三匁六分七厘式毛

(五四オ)

金式百拾七兩式分

(五五オ)

外長崎表引替古銀

一銀七拾貳貫五百目

牧野長門守

是は為御引替、大坂表より銀七拾貳貫五百目差下候ニ付、右代り古銀上納

（五六ウ）

唐金六貫八百拾三匁五分

五厘壹毛三弗

灰吹銀四百七拾貫七百目

大判金貳枚

金八万九千七百拾九兩壹分

内 貳朱判 三万五千百八拾五兩壹分

壹朱銀 貳万二千九拾四兩貳分

惣合 銀貳万四千三百八拾五貫五百八拾壹匁貳分

五厘七毛貳弗



（五五ウ）

外御国恩上ヶ切上納銀

一銀五貫三百四拾目

古橋新左衛門

是は御代官所備中国酒津村百姓梶谷伊平次儀、為御国恩

上ヶ切相願候ニ付、伺之上銀壹貫貳百目相納、猶又文政

四巳年中三步通御下ヶ戻相成村々江貸付置候分取立上納



（五六オ）

大判金貳枚

金四万三千三百四拾七兩

内貳朱判貳万六千貳拾五兩

納合 銀壹万三千貳百四拾貳貫三百六拾四匁八分

（次号につづく）

天保期幕府財政の新史料(二)

——天保四年「大坂御金蔵金銀并灰吹銀納払御勘定帳」渡の部——

近世経済史料研究会

凡例

一、本稿は、前号掲載分と合わせ、三井文庫蔵「大坂御金蔵金銀并灰吹銀納払御勘定帳」の全文翻刻を行うものである。史料の性格については、前号掲載の解題を参照されたい。

一、字体は原則として通用の字体を用いた。

一、変体仮名は現行の仮名に改めたが、助詞の江、而は漢字のまま、小さくして用いた。ははよりに改めた。

一、読みやすくするため、適宜に句点・並列点を入れた。

一、丁の区切りは()内に原本の丁数を入れて示した。

一、翻刻および校正にあたったメンバーは下記の通りである。
(五十音順)

荒木裕行、大橋毅頭、酒井一輔、佐藤雄介、

下向井紀彦、高槻泰郎、福澤徹三、村和明、
若山太良

(以上)

訂正箇所

前号の刊行後、下記の史料翻刻部分の誤りについてご指摘を頂戴したので、ここに謹んで訂正するとともに、ご指摘くださった大野瑞男氏に謝意を表したい。

- ・二六四頁下段五行目(誤)「未年は」↓(正)「未年は」
- ・二七五頁下段六行目(誤)「去卯年」↓(正)「去ル卯年」

(前号より続く)

(五七才)

右渡方

定式御遣方金銀

金貳千八百五拾兩

一 内式朱判三百五拾兩

銀貳千五百八拾貫目

内小玉銀貳百貳拾貫目

是は京都諸方定式・臨時渡方御入用金銀、太田備後守裏判手形、青山下野守・水野出羽守・大久保加賀守・松平和泉守・松平周防守定証文を以渡

小堀主税

(五七ウ)

一 銀七拾八貫四百五拾五匁四分

内小玉銀七貫五百目

小堀主税

是は知恩院宮御門室、仕越并跡仕越御修復御入用并手代御手当金代、棟梁勤料、飯米代共、松平伊勢守・深谷遠江守奥判手形、曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五郎・中川忠五郎・下

田幸太夫・田口五郎左衛門添状を以渡

一 銀貳貫貳百貳拾七匁貳分

是は御代官所并

仙洞・准后御料、私領、寺領入会立会山城・丹波・播磨国村々

同人

(五八才)

用水堰樋類川除堤切破損所、去巳春御普請御手当銀并御手当米石代銀、曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門・石井源左衛門・竹内平之丞・小山太郎左衛門裏判手形を以渡

一 銀拾八貫目

内小玉銀壹貫五百目

同人

是は去巳年二条御城内御囲靱之内、江戸江御取下相成、右御廻靱ニ掛り候諸御入用銀主税方江相渡、手代・足輕・小者木錢・本馬賃錢・筆墨紙蠟燭代、其外諸向江相渡候分共、銀貳拾壹貫百四拾五匁四分四厘之内内借銀、曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門・鳥居

八右衛門裏判手形を以渡

(五八ウ)

一銀五拾貫百七拾三匁六分

小堀主税

内小玉銀四貫五百目

是は御代官所去巳年中諸入用銀、曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門・鳥居八右衛門裏判手形を以渡

一銀五百式拾三匁四分

石原清左衛門

是は大津御蔵、近江国湖上船改、日吉御神事定式御入用銀、去々辰十二月より去巳四月迄之分三百七拾三匁七分并同五月より同十一月迄之分式百八拾目七分宛相渡来候処、去ル丑年より

(五九オ)

去巳年迄五ヶ年御儉約御年限中、式割減之積を以銀百三拾目八分八厘引之、松平伊勢守・深谷遠江守裏判手形、水野和泉守・安藤対馬守・松平左近将監定証文并駒木根肥後守・笥播磨守・久松大和守・稲生下野守・萩原源左衛門・杉岡弥太郎・辻六郎左衛門・神谷武右衛門・細田

弥三郎置添状を以渡

一銀式貫式百六拾壹匁式分

同人

是は御代官所大和・近江国村々并伊東主膳上知、去巳春用水川除御普請御手当銀并普請入用銀、曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門・石井源左衛門・竹内平之丞・小山太郎左衛門裏判手形を以渡

(五九ウ)

一銀三百五拾九匁

石原清左衛門

是は支配近江国大津入牢之者共、去々辰年分諸御入用銀、曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門裏判手形を以渡

一銀五拾目六分

同人

是は近江国高嶋郡船木村番所并運上材木入置候小屋、去々辰年分敷地年貢并口米代銀、右同人裏判手形を以渡

一銀式貫式百三拾五匁四分

同人

(六〇才)

是は近江国高嶋郡船木村材木改番所并同国滋賀郡途中村
抜木改番所諸御入用銀、去々辰年分、右同人裏判手形を
以渡

一銀七拾四匁式分

同人

是は御代官所撰津国川辺郡多田銅山役所、去々辰年分諸
御入用銀、右同人裏判手形を以渡

一銀百三拾目式分

同人

是は山城国宇治橋掛直御普請并橋付両社等御修復出来采
見分御用中、清左衛門并手代其外諸御入用銀、右同人裏
判手形を以渡

(六〇ウ)

一金拾六兩

石原清左衛門

内 式朱判八兩
壹朱銀八兩

是は御代官所撰津国川辺郡多田銅山敷廻り之者式人・中
間老人、去巳年分御給金、曾我豊後守・土方出雲守・内
藤隼人正・明楽飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五郎・中川
忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門・鳥居八右衛門裏

判手形を以渡

一銀四拾七匁九分

同人

是は去ル卯年、大津町人并播磨国太郎太夫村百姓御用出
金銀上納之分、辰・巳兩年御下ケ戻相済候残元金銀、午
より丑迄式拾ヶ年賦御下ケ戻、去々辰年分大坂御金蔵よ
り相渡、大津迄付越候諸御入用銀、曾我豊後守・土方出
雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・

(六一才)

館野忠四郎・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田
口五郎左衛門裏判手形を以渡

一銀四百式拾貳貫五百三拾五匁五分

同人

内小玉銀四拾貫目

是は近江国村々去々辰御物成大津御蔵詰米之内、御遣方
残大津町箔屋金兵衛引請買替納ニ相成、金兵衛江可相渡
同所御蔵御払米代銀は、三井組江相渡、江戸御金蔵納相
成、右直段を以其時々御金蔵より相渡候積、曾我豊後守・
土方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・館野忠四郎・柑
本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門・
石井源左衛門・竹内平之丞・小山太郎左衛門裏判手形を

以渡

(六一ウ)

一銀三拾貳貫四百目

石原清左衛門

内小玉銀三貫目

是は近江国去々辰御年貢大津御蔵詰米之内、御遣方殘代米買替納大津町箔屋金兵衛引請候分、米五千四百石江戸御廻米之積、於大坂川口湊船割、御代官江引渡相濟候ニ付、米壹石ニ付銀六匁宛宛御手当銀、曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門・石井源左衛門・竹内平之丞・小山太郎左衛門裏判手形を以渡

一銀五拾貫百七拾三匁六分

同人

内小玉銀四貫五百目

是は御代官所去巳年中諸入用銀、曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門・鳥居八右衛門裏判手形を以渡

(六二オ)

一銀壹貫貳百六拾壹匁

木村惣左衛門

是は御代官所大和国村々去巳春用水川除御普請銀、曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門・鳥居八右衛門・石井源左衛門・竹内平之丞・大竹庄九郎裏判手形を以渡

一銀七百四拾目貳分

同人

是は御代官所大和国宇陀郡松山町葉種屋藤助江被仰付候かたくり粉、去々辰・去巳年分御入用銀、曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門・鳥居八右衛門裏判手形を以渡

(六二ウ)

一銀貳拾貫六百九拾四匁三分

木村惣左衛門

是は御代官所去巳年中諸入用銀、曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門・鳥居八右衛門裏判手形を以渡

一銀貳拾貫六百九拾四匁三分

上林六郎

是は御代官所高貳万石余諸入用三万石分被下候積、去巳

年中諸入用銀、右同人裏判手形を以渡

(六三才)

一銀拾三貫百八拾九匁八分

高木栄太郎

此金貳百拾壹兩貳分・永百拾五文

内 金百七拾八兩貳分・永百拾五文

但壹兩ニ付銀六拾貳

内 金三拾三兩

但右同断

匁三分三厘替

是は去々辰四月壹万石増地被仰付、同七月郷村請取候間、御代官所高貳万石余諸入用三万石高被下候ニ付、壹ヶ年金四百貳拾兩之内、去々辰八月より十二月迄閏月共六ヶ月分并検見入用共、牧野長門守裏判手形、曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・館野忠四郎・中村長十郎・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫置添状を以渡

一銀壹貫四百三拾八匁三分

同人

此金貳拾三兩・永七拾六文

但右同断

是は去々辰四月壹万石増地被仰付、当分御預所壹万石高

(六三ウ)

壹ヶ年諸入用金五拾兩之十三ヶ月割を以、去々辰八月より十二月迄閏月共六ヶ月分牧野長門守裏判手形、曾我豊

後守・土方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門置添状を以渡

一銀拾六貫四百拾貳匁六分

高木作右衛門

此金貳百五拾八兩

内 金百貳拾九兩

但壹兩ニ付銀六拾三匁五分替

内 金百貳拾九兩

但壹兩ニ付銀六拾三匁七分三厘替

是は御代官所高貳万石余諸入用三万石高被下候ニ付、壹ヶ年金四百貳拾兩之内、三拾三兩は検見入用之分追而請取候積、去已正月より同八月迄八ヶ月分、右同人裏判手形、曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・館野忠四郎・中村長十郎・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫置添状を以渡

(六四才)

一銀貳貫百貳拾目三分

同人

此金三拾三兩・永三百三拾貳文

内 金拾六兩貳分・永百六拾六文

但右同断

内 金拾六兩貳分・永百六拾六文

但右同断

是は当分御預所高壹万石之諸入用、壹ヶ年金五拾兩之内、去已正月より同八月迄八ヶ月分、右同人裏判手形、曾我

豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門置添状を以渡

一銀七百五拾貫目

内小玉銀七拾五貫目

是は五畿内・中国・西国・北国・出羽国、去巳御年貢米
粃・

添田一郎次

大原吉左衛門

(六四ウ)

大豆、江戸・大坂廻船運賃銀之内、前貸・後渡・右割増銀共、曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門・鳥居八右衛門・石井源左衛門・竹内平之丞・大竹庄九郎裏判手形を以渡

一銀四拾三貫拾八匁八分

内小玉銀四貫目

是は佐渡国去々辰御年貢、大坂御廻米海上運賃并難波御蔵納入用銀共、曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五郎・中川忠五郎・下

矢嶋藤蔵

辻富次郎

田幸太夫・田口五郎左衛門・石井源左衛門・竹内平之丞・小山太郎左衛門裏判手形を以渡

一銀四拾三貫四百目

内小玉銀四貫目

(六五才)

是は佐渡国去巳御年貢右同断、曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門・鳥居八右衛門・石井源左衛門・竹内平之丞・大竹庄九郎裏判手形を以渡

一銀三拾貳貫八百拾七匁六分

内小玉銀三貫目

同人

是は二条御蔵御困粃之内、臨時江戸御廻米海上運賃前貸并差配料銀共、曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門・鳥居八右衛門裏判手形を以渡

(六五ウ)

一銀貳拾六貫貳百八拾七匁貳分

矢嶋藤藏

辻富次郎

内小玉銀貳貫五百目

是は近江国大津御藏詰代米、臨時江戸御廻米廻船運賃銀并川内上荷茶船賃銀共、曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門・石井源左衛門・竹内平之丞・小山太郎左衛門添状を以渡

一銀三貫五拾三匁

添田一郎次

大原吉左衛門

但銀七拾壹枚

是は御廻米廻船改方兼役廻船年寄并廻船惣代之者共江被下置候役料銀去巳年分、曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・

(六六才)

田口五郎左衛門・鳥居八右衛門・石井源左衛門・竹内平之丞・大竹庄九郎裏判手形を以渡

一銀八匁

矢嶋藤藏

辻富次郎

是は石原清左衛門取扱去ル卯大津御藏詰米御遣方残代米、於大坂表請取之、江戸御廻米被仰付候ニ付、右御用中差出候手付・手代御入用銀、曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門・石井源左衛門・竹内平之丞・小山太郎左衛門裏判手形を以渡

一銀百四拾七匁七分

矢嶋藤藏

是は元御代官所播磨国村々、去ル卯御物成江戸御廻米五里外賃銀、右同人裏判手形を以渡

(六六ウ)

一銀百七匁六分

矢嶋藤藏

是は御代官所撰津・河内国村々、去ル卯御物成二条御詰米・大豆御藏納出役手代御入用銀、曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門裏判手形を以渡

一銀七拾七匁九分

同人

是は藤蔵儀、撰津・河内・播磨国江場所替被仰付、大和
 国五条陣屋より大坂鈴木町御役宅江引越道中御入用銀、
 右同人裏判手形を以渡

(六七才)

一銀拾壹貫三百九拾目四分

同人

内小玉銀壹貫目

此金百八拾壹兩貳分・永百六拾六文 但壹兩ニ付銀六拾貳
 匁七分替

是は御代官所六万石高之諸入用壹ヶ年金六百兩之内、檢
 見入用金五拾五兩相除、去巳正月より四月迄四ヶ月分、
 右同人裏判手形を以渡

一銀壹貫四拾四匁九分

同人

此金拾六兩貳分・永百六拾六文 但右同断

是は当分御預所壹万石高之諸入用、壹ヶ年金五拾兩之内、
 去巳正月より四月迄之分、右同人裏判手形を以渡

(六七ウ)

一銀貳貫九拾壹匁八分

矢嶋藤蔵

此金三拾三兩・永三百三拾貳文

内 金貳拾六兩貳分・永百六拾六文 但壹兩ニ付銀六拾貳
 匁七分替
 金六兩貳分・永百六拾六文 但壹兩ニ付銀六拾三
 匁三分替

是は堤奉行廻船改御役料、壹ヶ年金八拾兩之積を以去巳
 正月より五月迄五ヶ月分、曾我豊後守・土方出雲守・内
 藤隼人正・明楽飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五郎・中川
 忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門裏判手形を以渡

一銀百目壹分

辻富次郎

是は元御代官所撰津・河内国村々、去ル卯御物成二条御
 詰米・大豆納出役手代御入用銀、曾我豊後守・土方出雲
 守・内藤隼人正・明楽飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五郎・
 中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門・石井源左衛
 門・竹内平之丞・小山太郎左衛門裏判手形を以渡

(六八才)

一銀拾貫三百四拾五匁五分

同人

内小玉銀壹貫目

此金百六拾五兩 但壹兩ニ付銀六拾貳匁七分替

是は御代官所五万石高諸入用金五百五拾兩之内、檢見入
 用五拾五兩相除、去巳正月より四月迄三分一之分、曾我
 豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・館野忠

四郎・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎
左衛門裏判手形を以渡

一銀壹貫四拾四匁九分

同人

此金拾六兩貳分・永百六拾六文 但右同断

是は当分御預所壹万石高諸入用金五拾兩之積、去巳正月
より四月迄三分一之分、右同人裏判手形を以渡

(六八ウ)

一銀貳貫九拾壹匁八分

辻富次郎

此金三拾三兩・永三百三拾貳文

内 金貳拾六兩貳分・永百六拾六文 但壹兩ニ付銀六拾貳
金六兩貳分・永百六拾六文 但壹兩ニ付銀六拾三
匁七分替 匁三分替

是は堤奉行廻船改壹ヶ年御役料金八拾兩之積を以去巳正
月より五月迄五ヶ月分、曾我豊後守・土方出雲守・内藤
隼人正・明楽飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五郎・中川忠
五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門裏判手形を以渡

一銀七百貳拾四匁

添田一郎次

是は当分御預所播磨国赤穂郡苔縄村、去巳春用水井堰川
除御普請御手当銀、曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人

正・明楽飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五郎・中川忠五郎・
下田幸太夫・田口五郎左衛門・石井源左衛門・竹内平之
丞・小山太郎左衛門裏判手形を以渡

(六九才)

一銀貳拾六貫貳百三拾六匁三分

同人

内小玉銀貳貫目

此金四百拾八兩壹分・永八拾三文

内 金百八拾壹兩 但壹兩ニ付銀六拾
金貳百三拾七兩壹分・永八拾三文 但壹兩ニ付銀六拾
貳匁五分替 貳匁五分替

是は御代官所六万石高之諸入用金六百兩之内、検見入用
共、去巳五月より十二月迄八ヶ月分、曾我豊後守・土方
出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・館野忠四郎・柑本兵
五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門・鳥居
八右衛門裏判手形を以渡

一銀貳貫九拾壹匁五分

同人

此金三拾三兩・永三百三拾二文

内 金拾六兩貳分・永百六拾六文 但右同断
金拾六兩貳分・永百六拾六文 但右同断

是は当分御預所壹万石高之諸入用金五拾兩之積、去巳五

月より十二月迄八ヶ月分、右同人裏判手形を以渡

（六九ウ）

一銀貳貫九百貳拾六匁五分

添田一郎次

此金四拾六兩壹分・永四百拾五文

内 金拾九兩三分・永貳百四拾九文

但壹兩ニ付銀六拾

内 金貳拾六兩貳分・永百六拾六文

但壹兩ニ付銀六拾
貳匁五分替

是は堤奉行廻船改壺ヶ年御役料金八拾兩之積を以去巳六月より十二月迄七ヶ月分、曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門・鳥居八右衛門裏判手形を以渡

一銀貳貫六百八拾九匁

大原吉左衛門

是は御代官所并当分御預所河内・播磨国村々私領立会、去巳春用水井堰川除溜池堤掘抜梓樋御普請御手当銀、曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門・石井源左衛門・竹内平之丞・小山太郎左衛門裏判手形を以渡

（七〇オ）

一銀貳拾四貫百四拾五匁

同人

内小玉銀貳貫目

此金三百八拾五兩

内 金百六拾五兩

但壹兩ニ付銀六拾三匁替

内 金貳百貳拾兩

但壹兩ニ付銀六拾貳匁五分替

是は御代官所五万石高之諸入用壺ヶ年金五百五拾兩之内、検見入用共、去巳五月より十二月迄八ヶ月分、曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門・鳥居八右衛門裏判手形を以渡

一銀貳貫九拾壹匁五分

同人

此金三拾三兩・永三百三拾貳文

内 金拾六兩貳分・永百六拾六文

但右同断

内 金拾六兩貳分・永百六拾六文

但右同断

是は当分御預所壺万石高之諸入用壺ヶ年金五拾兩之内、去巳五月より十二月迄八ヶ月分、右同人裏判手形を以渡

（七〇ウ）

一銀貳貫九百貳拾六匁五分

大原吉左衛門

此金四拾六兩壹分・永四百拾五文

内 金拾九兩三分・永式百四拾九文 但老兩ニ付銀六拾三
金式拾六兩式分・永百六拾六文 但老兩ニ付銀六拾式
弍五分替

是は堤奉行廻船改御役料老ヶ年金八拾兩之積を以去巳六
月より十二月迄七ヶ月分、曾我豊後守・土方出雲守・内
藤隼人正・明樂飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五郎・中川
忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門・鳥居八右衛門裏
判手形を以渡

一 銀貳貫三百目

青山九八郎

是は御代官所并支配所大和国村々、去巳春用水川除道橋
御普請御手当銀、曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・
明樂飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五郎・中川忠五郎・下
田幸太夫・田口五郎左衛門・石井源左衛門・竹内平之丞・
小山太郎左衛門裏判手形を以渡

(七一才)

一 銀百拾弍式分

同人

是は御代官所大和国吉野郡北山郷御材木寸間改出役手代
老入・下役式人、御用中諸入用銀去巳年分、曾我豊後守・
土方出雲守・内藤隼人正・明樂飛驒守・柑本兵五郎・中
川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門・鳥居八右衛門

裏判手形を以渡

一 銀三拾四貫四百九拾目五分

同人

内小玉銀三貫目

是は御代官所去巳年中諸入用銀、曾我豊後守・土方出雲
守・内藤隼人正・明樂飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五郎・
中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門・鳥居八右衛
門裏判手形を以渡

(七一ウ)

一 銀三貫百三拾六弍五分

青山九八郎

是は当分御預所去巳年中諸入用銀、曾我豊後守・土方出
雲守・内藤隼人正・明樂飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五
郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門・鳥居八
右衛門裏判手形を以渡

一 銀九貫八拾目七分

多羅尾鞆負

是は御代官所伊東主膳上知近江国村々、去ル卯年御物成
本途見取小物成石代銀、去々辰二月中致上納置候処、主
膳元拝借御貸付金返納并村方先納金江下戻之積被仰渡候
ニ付、曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明樂飛驒
守・館野忠四郎・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・

田口五郎左衛門裏判手形を以渡

(七二才)

一銀三拾七貫六百貳拾六匁七分

同人

内小玉銀三貫目

是は御代官所去巳年中諸入用銀、曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門・鳥居八右衛門裏判手形を以渡

一銀拾三貫五百五拾四匁壹分

本庄伊勢守

是は伏見御役所去ル卯年中品々御入用之内、臨時御入用之分、曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門裏判手形を以渡

(七二ウ)

一銀六貫目

本庄伊勢守

是は伏見御役所御入用、御儉約中御定高去巳年分、柳生主膳正・小笠原伊勢守・松平兵庫頭・肥田豊後守・永田備後守・金沢瀨兵衛・羽田藤右衛門・松山惣右衛門・梶野平九郎・篠山十兵衛置添状を以渡

一銀貳貫百五拾目

加納遠江守

是は伏見奉行就被仰付候組同心挿物・合印羽織御入用銀、曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門・鳥居八右衛門置添状を以渡

(七三才)

一銀壹貫五百拾九匁

太田備後守与力

是は御用筆墨紙其外諸入用銀、壹貫五百九拾九匁宛相渡来候処、文化十五寅年より三ヶ年御儉約被仰出候ニ付、右御年限中五分相減、銀七拾九匁九分五厘引之、相渡候処、其後引続御儉約被仰出、同様相渡候処、猶又去ル丑年より五ヶ年之間御儉約被仰出候ニ付、去ル寅より当年迄、是迄之通五分相減、去巳年分、松平伊勢守・深谷遠江守奥判手形、柳生主膳正・石川左近将監・小笠原和泉守・松平兵庫頭・河尻甚五郎・岡松八右衛門・金沢瀨兵衛・村垣左太夫・羽田藤右衛門・松山惣右衛門置添状を以渡

(七三ウ)

一銀八百六拾目

松平伊豆守家来

但銀貳拾枚分

是は大坂御弓奉行上田五兵衛、御具足奉行兼帯相勤候ニ付、為御褒美被下銀、青山下野守・水野出羽守・大久保加賀守・松平和泉守・松平周防守証文を以渡

一銀八百六拾目

同人家来

但銀貳拾枚分

是は大坂御鉄砲奉行石渡彦太夫、御金奉行兼帯相勤候ニ付、為御褒美被下銀、右同人証文を以渡

(七四才)

一銀貳百拾五匁

大久保出雲守家来

但銀五枚分

是は遠藤但馬守組与力米倉左一郎儀、老衰ニ付願之通退番申渡、数年無滞相勤候ニ付、為御褒美被下銀、右同人証文を以渡

一銀六貫貳拾五匁

松平紀伊守家来

是は丹波国保津川筏貳拾分一運上材木品々御入用銀、曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門・鳥居八右衛門裏判手形を以渡

(七四ウ)

一銀六百九拾七匁七分

松平紀伊守家来

是は丹波国龜山領保津川筏貳拾分一運上、木揚場水除三角簀并堀所埋井戸建札御修復品々御入用銀、曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門・鳥居八右衛門裏判手形を以渡

一銀八百七拾八匁七分

松平出羽守家来

是は御預所隱岐国御船観音丸并橋船新造・立櫓仕替御入用銀、曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門裏判手形を以渡

(七五才)

一銀百四匁

同人家来

是は御預所隱岐国周吉郡之内犬来村、去巳春潮除石堤御普請御入用御手当銀并御手当米石代銀、曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門・石井源左衛門・竹内平之丞・大竹庄九郎裏判手形を以渡

一銀四百五拾目

同人家来

是は御預所隱岐国那久村百姓宇平太倅才之助遠嶋被仰付候ニ付、隱岐国より出雲国迄渡海船賃御入用銀、曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明樂飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門裏判手形を以渡

(七五ウ)

一大判金貳枚

松平伊勢守

深谷遠江守

是は二条御城御門番之頭石渡龜次郎老衰ニ付、願之通御役御免、小普請入被仰付、年寄候迄無懈怠相勤候付為御褒美被下金、太田備後守裏判手形、青山下野守・水野出羽守・大久保加賀守・松平和泉守・松平周防守証文を以渡

一銀貳貫六百五拾壹匁六分

同人

但總貳百八拾貫文分

但壹貫文ニ付銀九匁四分七厘替

是は山城・大和・近江・丹波国土砂留御普請所之内、伊勢守・

(七六オ)

遠江守掛リニ而手入致出精候村々江、壹ヶ年銀三貫目迄之目当を以、大坂市中川浚冥加金之内より為御手当被下候付去巳年分、柳生主膳止・小笠原伊勢守・松平兵庫頭・水野若狭守・金沢瀨兵衛・羽田藤右衛門・松山惣右衛門・梶野平九郎・篠山十兵衛置添状を以渡

一銀七拾貫目

同人

内小玉銀七貫目

是は京都町奉行兩御役所御入用御定高、片御役所三拾五貫目宛、安永五申年より年々相渡候積去巳年分、石谷豊前守・安藤弾正少弼・太田播磨守・桑原能登守・松本十郎兵衛・根岸九郎左衛門・倉橋与四郎・久保田十左衛門置添状を以渡

(七六ウ)

一銀七拾八貫四百拾貳匁六分

松平伊勢守

深谷遠江守

内小玉銀四貫目

是は京都町奉行兩御役所去ル卯・去々辰年臨時御入用銀、都合九拾七貫四百九拾目八分三厘五毛七弗之内、拾九貫七拾八匁分は御土居藪御物成銀御貸付利銀請取候ニ付引之殘銀、曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明樂

飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸
太夫・田口五郎左衛門・鳥居八右衛門添状を以渡

一 銀三百五貫目

深谷遠江守

内小玉銀三拾貫五百目

是は去ル寅年二条御城内外地震ニ而破損所御修復御入用、
其外御普請中会所小入用・湯番・茶番・小使賃銀等御入
用并京都町奉行於御役所前調・跡調・割賦取調御入用共、
銀六百八拾四貫三百

(七七才)

四拾八匁三分五厘之内、銀貳百五拾貫目は去々辰年相渡
候内借銀、曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明樂
飛驒守・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五
郎左衛門・鳥居八右衛門添状を以渡

一 銀貳百拾五匁

戸塚備前守

但銀五枚分

是は備前守組同心久米孫三郎儀、老衰ニ付願之通御暇被
下、数年無懈怠相勤候ニ付、為御褒美被下銀、松平伊豆
守証文を以渡

一金八拾八両貳分

戸塚備前守

矢部駿河守

是は唐物売買方取締ニ付、右取締役・改役之者被仰付、
取締方ニ而之諸入用金并骨折料被下候ニ付去巳年分、篠
木六左衛門・若林市左衛門印状を以渡

(七七ウ)

金貳百六拾貳両貳分

一 貳朱判百貳拾五兩

戸塚備前守

内 壹朱銀百三拾七兩貳分

矢部駿河守

銀六拾四貫百貳拾八匁

是は大坂両町奉行所御入用御定高、片御役所四拾貫目宛、
天明八申年より年々相渡候積、去巳年中諸入用金銀、柳
生主膳正・久世丹後守・根岸肥前守・久保田佐渡守・曲
淵甲斐守・大林与兵衛・村垣左太夫・佐久間甚八・大久
保内膳置添状を以渡

一 銀貳百三拾四貫四百九拾三匁貳分

同人

内小玉銀貳拾壹貫目

(七八才)

是は大坂市中川浚御入用壹ヶ年銀貳百三拾五貫目迄相渡

候積を以、去ル寅より来ル亥迄拾ヶ年之間浚方被仰付候
ニ付去巳年分、村垣淡路守・曾我豊後守・土方出雲守・
内藤隼人正・明楽八郎右衛門・館野忠四郎・中村長十郎・
守屋権之丞・柑本兵五郎置添状并加藤惣兵衛・保田定市
印状を以渡

久世伊勢守

戸塚備前守

矢部駿河守

一 銀四貫四百貳拾五匁
是は大坂市中川々両川口於浚所召仕候小頭五人賃銀、一
日老人ニ付貳匁五分宛之積、去巳正月朔日より同十二月
晦日迄、小ヲ六日引、此延日数千七百七十日分、柳生主
膳正・中川飛驒守・石川左近将監・小笠原和泉守・松平
兵庫頭・河尻甚五郎・鈴木門三郎・岡松八右衛門・金沢
瀬兵衛・村垣左太夫置添状を以渡

(七八ウ)

一 銀壹貫九百四拾壹匁六分

久世伊勢守

戸塚備前守 組与力
矢部駿河守

是は大坂川浚御用相勤候両町奉行組仮役同心、勤日数を
以老人ニ付貳人扶持宛、時相場を以銀ニ而被下候ニ付、

久世伊勢守・戸塚備前守・矢部駿河守裏判手形、桑原伊
予守・松本伊豆守・赤井豊前守・久世丹後守・倉橋与四
郎・久保田十左衛門・中野藤十郎・飯塚伊兵衛置添状を
以渡

一金拾八両

内 貳朱判九両

壹朱銀九両

戸田備前守 組与力
矢部駿河守

(七九才)

是は摂津国兵庫和田崎船見番式人并兵庫西宮勤番所門番
人式人、御給金去巳年分、戸塚備前守・矢部駿河守裏判
手形、石谷備後守・安藤弾正少弼・小野日向守・松平对
馬守・上遠野源太郎・川井次郎兵衛・辻源五郎・山下平
兵衛置添状を以渡

一 銀七貫四百三拾七匁九分
銀四百三拾目

此銀拾枚分

梶野土佐守

是は南都東大寺正倉院御開封・御修復ニ付、仮建物其外
御入用銀・公人装束料、曾我豊後守・土方出雲守・内藤
隼人正・明楽飛驒守・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸

太夫・田口五郎左衛門・鳥居八右衛門添状を以渡

一銀八拾五匁五分

同人

(七九ウ)

一銀貳百貳拾八匁貳分

太田運八郎

是は去巳年琉球人帰国ニ付、伏見より川口迄通行之節、

船々差出候品々臨時御入用銀、松平伊豆守・大久保出雲

守・久世伊勢守・戸塚備前守裏判手形を以渡

一銀六拾五匁

同人

是は大坂川口三御番所・両御船屋松鋸都合九門分、諸色・

人足手間共御入用銀、右同人裏判手形を以渡

一銀七百拾五匁貳分

同人

(八〇ウ)

是は大坂川口三御番所御役所向筆紙墨・御鉄砲磨雜費・

小使人足御手当・御貸船出候節諸賄物代等品々御入用銀、

松平伊豆守・大久保出雲守・遠藤但馬守・久世伊勢守・

一銀拾八貫五百目

御修復掛り
山岡仁右衛門

是は撰津国豊嶋郡長興寺村御鉄砲合葉御蔵五棟・同外圍

土塀所々御修復請負代銀高拾八貫六百七拾目之内、中貸

銀、青山下野守・水野出羽守・大久保加賀守・松平和泉

守・松平周防守証文を以渡

一銀八貫五百七拾七匁

同人

(八〇オ)

是は大坂川口九条・木津両御船屋向并御船具類、角・安

治川両御番所其外所々御修復御入用銀、松平伊豆守・大

久保出雲守・遠藤但馬守・戸塚備前守・矢部駿河守裏判

手形を以渡

一銀六貫八百四拾九匁八分

山岡仁右衛門
森左十郎

是は大坂御城内外諸向御修復諸色代銀、去々辰年分御定

高銀六拾三貫目之内、銀五拾五貫六百七拾三匁、去々辰

年相渡、御入用高都合銀六拾貳貫五百貳拾貳匁八分之御
遣方ニ罷成、御定高と差引、銀

(八一才)

四百七拾七匁貳分相減候処、寛政七卯年御定高之外銀七
貫目相渡、此分年々御金蔵江償戻候様被仰渡、同九巳年
迄償戻候節、御殿御屋根御修復御用代御取替銀、年割返
納相重候ニ付、償戻延引罷成候処、御取替銀返納皆済ニ
付、文政二卯年分より御定高減銀を以償戻之方江返納之
積、御金蔵ニ残置、去々辰年分御入用銀、松平伊豆守・
大久保出雲守・遠藤但馬守・久世伊勢守・戸塚備前守・
矢部駿河守裏判手形、柳生主膳正・久世丹後守・根岸肥
前守・久保田佐渡守・曲淵甲斐守・大林与兵衛・村垣左
太夫・高尾惣十郎・佐久間甚八置添状を以渡

一銀五拾五貫五百八拾三匁九分

同人

是は大坂御城内外諸向御修復并其外諸色代銀、去巳年御
定高銀六拾三貫目之内、松平伊豆守・大久保出雲守・酒
井飛驒守・遠藤但馬守・久世伊勢守・戸塚備前守・矢部
駿河守裏判手形、右同人置添状を以渡

(八一ウ)

一銀三貫三百四拾三匁

山岡仁右衛門

森左十郎

鈴木栄助

是は大坂御城内外所々、去ル丑年風損御修復臨時御入用、
凡銀高六拾三貫五百八拾四匁程之内、銀四百貳拾八匁相
減、積高銀六拾三貫百五拾六匁余之内、銀六拾貳匁三分
余、御修復取掛之上、吟味ニ付相減、残銀六拾三貫九拾
三匁余之内、銀五拾九貫七百五拾目は、去ル寅・卯年為
中貸相渡候残銀、曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・
明楽飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五郎・中川忠五郎・下
田幸太夫・田口五郎左衛門添状を以渡

一銀八貫六百拾五匁

同人

(八二才)

是は大坂御城内外西大御番衆小屋之内、東之方井戸御修復
御入用請負代銀高拾六貫四百目之内、場所取掛吟味ニ付、
七百八拾五匁相減、残銀拾五貫六百拾五匁之内、銀七貫
目は、去々辰年為中貸相渡候残銀、青山下野守・水野出
羽守・大久保加賀守・松平和泉守・松平周防守証文を以
渡

一銀三拾七貫三百四拾目五分

同人

是大坂御城内外定式御入用御手当檜・梅・楸・松・栗
材木、今木屋安兵衛より御買上代銀、曾我豊後守・土方
出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・館野忠四郎・柑本兵
五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門添状を
以渡

衛・鈴木新吉・三橋藤右衛門置添状を以渡

(八三才)

一銀拾九貫百八拾目五分

同人

是大坂川崎御材木蔵為御用足代・丸太代銀、松平伊豆
守・大久保出雲守・遠藤但馬守・久世伊勢守・戸塚備前
守・矢部駿河守裏判手形を以渡

(八二ウ)

山岡仁右衛門

一銀拾八貫七百八拾目

森左十郎

鈴木栄助

は大坂御城内外定式御修復御入用榎樽木、請負人檜皮
屋利兵衛より御買上代銀、曾我豊後守・土方出雲守・内
藤隼人正・明楽飛驒守・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田
幸太夫・田口五郎左衛門添状を以渡

一銀貳貫四百五拾壹匁

同人

但銀五拾七枚分

は大坂御破損奉行組手代組頭三人、壹人ニ付銀五枚宛、
同助役壹人江銀四枚、手代拾壹人、壹人ニ付銀三枚宛、
川崎御材木蔵番人五人、壹人ニ付銀壹枚宛、去巳年中、
皆勤之者共江為御褒美被下銀、青山下野守・水野出羽守・
大久保加賀守・松平和泉守・松平周防守証文を以渡

一銀貳拾貫八拾目

同人

(八三ウ)

は大坂川崎御材木蔵御用竹・縄・藁、請負人竹屋久兵
衛・定御用達材木方源左衛門より相納候品々代銀、撰・

一金拾八兩

山岡仁右衛門

森左十郎

河・泉・播州割賦銀、追而相納候上、返納之積を以御取
替銀、柳生主膳正・久世丹後守・根岸肥前守・曲淵甲斐
守・間宮筑前守・佐久間甚八・大久保内膳・肥田十郎兵

式朱判拾兩貳分
内 壹朱銀七兩貳分

鈴木栄助

は大坂御材木蔵番之者六人分御給金去巳年分、稻葉美

濃守・久世大和守・土屋但馬守定証文を以渡

一金六兩

同人

内 式朱判三兩

壹朱銀三兩

是は大坂御材木蔵番之者六人、壹人江壹ヶ年金壹兩宛、年々為御手当被下金、柳生主膳正・小笠原伊勢守・松平兵庫頭・水野若狭守・金沢瀬兵衛・羽田藤右衛門・松山惣右衛門・梶野平九郎・篠山十兵衛置添状を以渡

（八四才）

一銀六百七拾貳匁

同人

是は大坂御城内外諸向御修復所江罷出候山村与助支配小棟梁共拾人之内、致難儀取続兼候者又は勤方厚薄等見斗御手当銀去巳年分、柳生主膳正・久世丹後守・根岸肥前守・曲淵甲斐守・間宮筑前守・佐久間甚八・大久保内膳・肥田十郎兵衛・鈴木新吉・三橋藤右衛門置添状を以渡

一銀貳百貳拾九匁

上田五兵衛

松崎弥兵衛

是は大坂御弓方御用樟腦・絹木綿雑巾并筆墨紙代銀、松平伊豆守・大久保出雲守・酒井飛驒守・久世伊勢守・戸

塚備前守裏判手形を以渡

（八四ウ）

一銀貳拾六匁五分

上田五兵衛

松崎弥兵衛

是は大坂御弓方御用新規御征矢箱江入置候樟腦五斤、但壹斤ニ付五匁三分替御買上代銀、松平伊豆守・大久保出雲守・酒井飛驒守・久世伊勢守・戸塚備前守裏判手形を以渡

一銀四拾目八分

同人

是は大坂御弓方御用御矢籠竹、江戸表江相廻候ニ付、右荷拵御入用之品并人足賃銀、松平伊豆守・大久保出雲守・遠藤但馬守・戸塚備前守・矢部駿河守裏判手形を以渡

（八五才）

一銀貳百五拾八匁

同人

但銀六枚分

是は大坂御弓奉行組同心小頭式人、壹人ニ付銀三枚宛、去巳年中皆勤之者共江為御褒美被下銀、青山下野守・水野出羽守・大久保加賀守・松平和泉守・松平周防守証文を以渡

一銀三百八拾壹匁三分

福嶋小左衛門

石渡彦太夫

是は定式小買物、摂津国豊嶋郡長興寺村御合葉藏御入用
物品々御用ニ付、去ル卯年より未年迄五ヶ年之間請負代
銀去巳年分、松平伊豆守・大久保出雲守・酒井飛驒守・
久世伊勢守・戸塚備前守裏判手形を以渡

(八五ウ)

一銀六貫百三拾壹匁式分五厘

福嶋小左衛門

石渡彦太夫

是は大坂諸組鉄砲稽古鉛去巳年渡方無之ニ付、大坂御藏
御囲鉛之内より相渡候代銀、曾我豊後守・土方出雲守・
内藤隼人正・明楽飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五郎・中
川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門添状を以渡

一銀七百七拾四匁

石渡彦太夫

但銀拾八枚分

御手洗伊右衛門

是は大坂御鉄砲奉行組同心小頭六人、耆人ニ付銀三枚宛
去巳年中皆勤之者共江為御褒美被下銀、青山下野守・水
野出羽守・大久保加賀守・松平和泉守・松平周防守証文

を以渡

(八六才)

一銀三百五拾式匁式分

上田五兵衛

鈴木吉兵衛

是は大坂御城御具足方為御用須本紙袋拵手間、樟腦・琉
球筵・細引・椀欄箒・筆墨紙代銀、松平伊豆守・大久保
出雲守・酒井飛驒守・久世伊勢守・戸塚備前守裏判手形
を以渡

一銀式百五拾八匁

同人

但銀六枚分

是は大坂御具足奉行組同心小頭式人、耆人ニ付銀三枚宛
去巳年中皆勤之者共江為御褒美被下銀、青山下野守・水
野出羽守・大久保加賀守・松平和泉守・松平周防守証文
を以渡

(八六ウ)

石渡彦太夫

幸田金一郎

久保留三郎

一銀五拾九匁

駒井内記

是は大坂御金蔵去ル寅年中御勘定、去ル卯年仕上、去巳七月江戸表江差下相成候御用物荷造諸入用銀、曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門・鳥居八右衛門添状を以渡

一金拾兩

同人

内 式朱判五兩
壹朱銀五兩

是は大坂御金同心元ノ役式人御役金去巳年分、神谷志摩守・河野豊前守・水野対馬守・木下伊賀守・神尾若狭守・飯田七郎右衛門・遠藤六郎右衛門置添状を以渡

（八七オ）

一金三拾六兩

同人

内 式朱判拾八兩
壹朱銀拾八兩

是は大坂御金同心御金蔵御番所湯涌炭代并并当料被下金、一ヶ月三兩宛之積去巳年分、神谷志摩守・神尾若狭守・木下伊賀守・萩原伯耆守・水野対馬守・遠藤六郎右衛門置添状を以渡

一銀壹貫五百目

同人

是は大坂御金方御役所小買物代銀去巳年分、松平伊豆守・大久保出雲守・遠藤但馬守・戸塚備前守・矢部駿河守裏判手形、榊原主計頭・服部伊賀守・土屋紀伊守・古川山城守・村垣淡路守・明楽八郎右衛門・勝桓兵衛・館野忠四郎・服部専蔵置添状を以渡

（八七ウ）

一銀壹貫百四拾六匁三分

石渡彦太夫
幸田金一郎
川崎六郎左衛門
石丸市左衛門
久保留三郎
駒井内記

是は従大坂御金蔵江戸表江御銀・唐銀・灰吹銀度々御取下并長崎表江御銀差立相成候荷造其外諸入用銀、曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門・鳥居八右衛門置添状を以渡

一銀五百五拾目

三輪市十郎

(八八才)

是は御用筆墨紙其外諸入用銀去巳年分、松平伊勢守・深谷遠江守奥判手形、村垣淡路守・石川主水正・遠山左衛門尉・曾我豊後守・明樂八郎右衛門・館野忠四郎・服部伊織・鈴木伝市郎・秋月勇之進置添状を以渡

石寺八藏

一銀六貫式百目

小嶋祐介

伊東李左衛門

是は二条御蔵去巳年米・大豆御蔵詰ニ付日雇人足賃銀并御蔵諸色御入用銀、榊原主計頭・服部伊賀守・土屋紀伊守・古川山城守・明樂八郎右衛門・勝桓兵衛・館野忠四郎・服部専蔵置添状を以渡

(八八ウ)

石寺八藏

一金式拾八兩

小嶋祐介

興津卯八郎

是は去々辰年二条御番加納備中守与力之内、老人名跡江飯御抱入、同十二月被仰付、御合力米外与力並之通被下候付、去々辰年後半年分御合力米・大豆代金、青山下野守・水野出羽守・大久保加賀守・松平和泉守・松平周防

守・曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明樂飛驒守・館野忠四郎・中村長十郎・柑本兵五郎・中川忠五郎証文を以渡

石寺八藏

一金壹万五千四百五拾四兩

小嶋祐介

伊東李左衛門

(八九才)

是は去巳年二条御番最上駿河守・菅沼織部正、同両組御番衆、両与力初後御合力米、五分四之米・大豆代金并兩徒同心御合力米代金、但跡登御番衆之内知行高相減候付、金百式拾五兩減之、青山下野守・水野出羽守・大久保加賀守・松平和泉守・松平周防守・曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明樂飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門証文を以渡

一金拾三兩

同人

是は去巳年二条御番菅沼織部正組小林楠五郎、高式百俵御合力金、五月・十月請取候処、去巳六月父家督被仰付、父知行高式百五拾俵被下候、依之增高五拾俵分、四ッ物成之積、月勘定を以十二ヶ月割、去巳六月より当午三月

迄十ヶ月分、此五分四米拾壹石六斗六升六合六夕七才并拾分一大豆壹石三斗三升三合三夕三才、去巳春・夏江戸御借米御張紙同直段三斗五升入百俵ニ付金三拾五兩之積を以、右同人証文を以渡

（八九ウ）

一金拾六兩

内 式朱判八兩
壹朱銀八兩

是は京都御入用取調役松井助右衛門御役金貳拾五兩被下候内、去巳春・夏之分、青山下野守・水野出羽守・大久保加賀守・松平和泉守・松平周防守定証文を以渡

一金拾九兩

内 式朱判九兩貳分
壹朱銀九兩貳分

是は御所勘使買物使兼大森善次郎、御役金貳拾兩被下候内

（九〇オ）

去巳春・夏之分拾三兩并神谷幸蔵御役金去巳春之分六兩共、右同人定証文を以渡

一金拾兩

内 式朱判五兩
壹朱銀五兩

是は京都御入用取調役大森善次郎去巳七月被仰付、御役金貳拾五兩被下候内、去巳夏之分八兩之内七兩は先役ニ而相渡、取足之分壹兩、同冬之分九兩共、右同人定証文を以渡

一金七兩

内 式朱判三兩貳分
壹朱銀三兩貳分

是は御所勘使買物使兼安川与左衛門去巳六月被仰付、御役金

（九〇ウ）

貳拾兩被下候内、去巳夏之分於江戸相渡候ニ付、同冬之分、青山下野守・水野出羽守・大久保加賀守・松平和泉守・松平周防守定証文を以渡

一金式分式朱

但式朱判

石寺八藏
小嶋祐介
伊東李左衛門

是は二条御藏手代頭取老人病氣ニ付、去巳五月御暇被下置、同月跡役被仰付、御役金式兩被下候内、三季渡之割合を以同夏之分、曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明樂飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門置添状を以渡

(九一才)

一金式百壹兩式分式朱

内 式朱判百拾壹兩式分式朱
壹朱銀九拾兩

石寺八藏
小嶋祐介
興津卯八郎
伊東李左衛門

是は二条御藏手代頭取老人御役金并手代七人・見習手代式人并小揚頭三人・平小揚三拾五人、去巳年分御給金并見習手代老人同夏之分御給金共、阿部豊後守・土屋相模守・小笠原佐渡守・秋元但馬守并大久保加賀守・阿部豊後守・戸田山城守・土屋相模守并松平越中守・鳥居丹波守・松平伊豆守・松平和泉守定証文并村垣淡路守・石川主水正・遠山左衛門尉・松浦伊勢守・明樂八郎右衛門・

館野忠四郎・服部專藏・鈴木伝市郎并村垣淡路守・曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明樂八郎右衛門・館野忠四郎・中村長十郎・柑本兵五郎・中川忠五郎并右同人置添状を以渡

(九一ウ)

金四千百三兩

鳥田三郎右衛門

一 式朱判式千五拾三兩
内 壹朱銀式千五拾兩

比留間兵三郎
野田市左衛門

銀式百五拾九貫六拾三匁四分

須田平次郎

内 小玉銀式拾貫目

此金四千百三兩 但壹兩ニ付銀六拾三匁壹分四厘替

是は去々辰年大坂御番小笠原彈正少弼・松平長門守・同兩組御番衆・同兩与力・同兩徒同心、去巳半年分御合力米之内、五分四米・大豆代金、青山下野守・水野出羽守・大久保加賀守・松平和泉守・松平周防守・曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明樂飛驒守・館野忠四郎・中村長十郎・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫証文并石谷備後守・安藤彈正少弼・小野日向守・松平對馬守・上遠野源太郎・川井次郎兵衛・辻源五郎・山下平兵衛置添状を以渡

(九二才)

金四千三百三拾三兩

一 式朱判式千六百六拾八兩

内 壹朱銀式千六百六拾五兩

同人

銀式百七拾三貫五百八拾五匁六分

内 小玉銀式拾貫目

此金四千三百三拾三兩

但右同断

是は去々辰年大坂御加番牧野山城守・大田原飛驒守・安部撰津守・稲垣長門守去已半年分御合力米之内、三分二米・大豆代金、青山下野守・水野出羽守・大久保加賀守・松平和泉守・松平周防守証文之写江松平伊豆守印形之断書并右同人置添状を以渡

(九二ウ)

金四千四百七拾六兩式分

一 式朱判式千式百六拾七兩式分

内 壹朱銀式千式百九兩

比留間兵三郎

西山繁兵衛

銀式百八拾壹貫六百六拾壹匁式分

内 小玉銀式拾貫目

此金四千四百七拾六兩式分

中畠宇右衛門

内

銀式百六拾五貫五百五拾三匁八分

此金四千式百式拾兩式分

但壹兩二付銀六拾式匁九分
式厘替

銀壹貫式百式拾六匁九分

此金拾九兩式分

但右同断

(九三才)

銀拾三貫八百四拾式匁四分

此金式百式拾兩

但右同断

銀壹貫三拾八匁式分

此金拾六兩式分

但右同断

是は去已年大坂御番内藤豊後守・新庄主殿頭・同両組御番衆・同両与力・同両徒同心、去已半年分御合力米之内五分四米・大豆代金、青山下野守・水野出羽守・大久保加賀守・松平和泉守・松平周防守・曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門証文并石谷備後守・安藤弾正少弼・小野日向守・松平对馬守・上遠野源太郎・川井次郎兵衛・辻源五郎・山下平兵衛置添状を以渡

(九三ウ)

金四千三百三拾三兩

鳥田三郎右衛門

一 式朱判式千百八拾三兩

比留間兵三郎

内 壹朱銀式千百五拾兩

西山繁兵衛

銀式百七拾貳貫六百三拾貳匁三分

中畠宇右衛門

内 小玉銀式拾貫目

此金四千三百三拾三兩 但壹兩ニ付銀六拾貳匁九分貳厘替

是は去巳年大坂御加番松平山城守・水野日向守・松平石見守・京極甲斐守、去巳半年分御合力米之内三分二米・大豆代金、青山下野守・水野出羽守・大久保加賀守・松平和泉守・松平周防守証文之写江松平伊豆守印形之断書并石谷備後守・安藤彈正少弼・小野日向守・松平对馬守・上遠野源太郎・川井次郎兵衛・辻源五郎・山下平兵衛置添状を以渡

(九四才)

一金五百九兩

同人

内 式朱判式百八拾四兩

内 壹朱銀式百貳拾五兩

是は大坂御藏手代組頭御役金并手代并五兩取手代・小揚頭・小揚之者去巳年分御給金、柳生主膳正・久世丹後守・根岸肥前守・曲淵甲斐守・佐橋長門守・村垣左太夫・佐

久間甚八・大久保内膳・肥田十郎兵衛置添状を以渡

一金壹兩壹分

鳥田三郎右衛門

内 式朱判式分式朱

比留間兵三郎

内 壹朱銀式分式朱

野田市左衛門

是は大坂御藏小揚之内より壹人杖突被仰付、為刀・裁付代被下金、神谷志摩守・神尾若狭守・水野对馬守・木下伊賀守・萩原伯耆守・遠藤六郎右衛門・児嶋孫七郎置添状を以渡

(九四ウ)

鳥田三郎右衛門

一金拾三兩

内 式朱判六兩貳分

須田平次郎

内 壹朱銀六兩貳分

西山繁兵衛

中畠宇右衛門

是は大坂御藏小揚之者拾三人明跡江、去々辰・去巳年御抱入被仰付、御給金三兩宛之内三季割合を以、曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明樂飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門・

鳥居八右衛門添状を以渡

（九五才）

一銀貳貫三百六拾五匁

鳥田三郎右衛門

比留間兵三郎

西山繁兵衛

中島宇右衛門

是は大坂御蔵小買物代銀去巳年分、曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門・鳥居八右衛門裏判手形を以渡

一銀拾三貫百八匁六分

同人

是は大坂御城西丸・玉造・難波御米蔵所々小破御修復

（九五ウ）

御入用之品々御買上代銀、諸職人・人足賃銀、曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門・鳥居八右衛門裏判手形を以渡

鳥田三郎右衛門

一銀九百六拾八匁

比留間兵三郎

西山繁兵衛

中島宇右衛門

是は去々辰年米大坂御蔵納御入用諸人足、兩人江請負被仰付候ニ付、難波御蔵詰内拵人足賃金、右同人裏判手形を以渡

（九六才）

一銀貳貫貳百四拾壹匁九分

鳥田三郎右衛門

比留間兵三郎

西山繁兵衛

中島宇右衛門

内藤豊後守組

堀江新三郎

新庄主殿頭組

鈴木作兵衛

松平伊豆守家来

大久保出雲守 組与力

遠藤但馬守

戸塚備前守

矢部駿河守 組与力

是は大坂御城詰御味噌御煮込并御味噌桶四本、御煮込道具類御修復御入用銀共、松平伊豆守・大久保出雲守・遠藤但馬守・戸塚備前守・矢部駿河守裏判手形を以渡

(九六ウ)

一銀八貫六百八拾三匁七分

松平伊豆守家来
大久保出雲守 組与力
遠藤但馬守

是は大坂御城中為御用、竹草籠・大小御状箱并白木具・御用紙、両御目付家具・桶・釣瓶寄棟小買物・釣瓶繩打賃・指釣瓶・鉄物清磨、御番所付道具・井戸車・同古車品々代銀、松平伊豆守・大久保出雲守・遠藤但馬守・久世伊勢守・戸塚備前守・矢部駿河守裏判手形を以渡

一銀貳貫百七拾八匁八分

松平伊豆守家来
大久保出雲守 組与力
遠藤但馬守
戸塚備前守 組与力
矢部駿河守

是は大坂御城中所々御番所并御船手御番所御用種油并御鉄砲磨・御矢根拭胡麻油代銀、松平伊豆守・大久保出雲守・遠藤但馬守・戸塚備前守・矢部駿河守裏判手形を以渡

(九七オ)

一銀三百三拾九匁八分

牧野山城守
大田原飛驒守 家来
安部撰津守
稲垣長門守

是は大坂御城御鉄砲磨紙代銀去々辰・去巳年分、牧野山城守・大田原飛驒守・安部撰津守・稲垣長門守奥判、松平伊豆守・大久保出雲守・遠藤但馬守・戸塚備前守裏判手形を以渡

一銀八百拾七匁

大久保出雲守 組与力・同心
遠藤但馬守

是は拾ヶ年鉄砲皆中ニ付為御褒美、与力老人江銀貳枚、同心拾七人但老人江銀壹枚宛被下銀、大久保出雲守・遠藤但馬守裏判手形、青山下野守・水野出羽守・大久保加賀守・松平和泉守・松平周防守証文を以渡

(九七ウ)

金四拾八両三分

三井三人組
為替拾人組

一 但貳朱判
銀六匁

此大判金貳枚 但壹枚ニ付金貳拾四兩壹分式朱銀三匁替 是は就御用御買上大判金之代金銀、杉岡佐渡守・細田丹

波守・神谷志摩守・石野筑前守・河野勘右衛門・神尾五郎三郎・井沢弥惣兵衛置添状を以渡

(九九ウ)

唐金銀

馬場藤五郎

西村九郎右衛門

志賀理助

浅井金八郎

一 唐金九貫五拾三匁七分

唐銀四拾九貫七百七拾七匁八分

御取下唐金銀

(九八才)

是は去々辰御年貢銀之内大坂御金蔵より去巳年為替組之者江相渡、江戸御金蔵江上納、大久保加賀守・阿部豊後守・戸田山城守・土屋相模守定証文并石谷備後守・安藤弾正少弼・牧野大隅守・小野日向守・伊奈備前守・古坂与七郎・上遠野源太郎・川井次郎兵衛・宇田川平七・吉田久左衛門置添状を以渡

(九九才)

灰吹銀

一 但州灰吹銀三百七拾貫目

御取下灰吹銀

一 銀六百貫目

同人

是は右同断、右同人添状を以差下

是は右同断大坂御金蔵より臨時御取下ニ相成、去巳年為替組之者江相渡、江戸御金蔵江上納、曾我豊後守・土方

(九九ウ)

一 石州灰吹銀九拾六貫目

御取下灰吹銀

出雲守・内藤隼人正・明樂飛驒守・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門・鳥居八右衛門添状を以渡

是は江戸表江御取下相成、道中不及宰領、一宿限宿役人共差添宿送りニ而、江戸両替町為替拾人組御用所江向、

曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門添状を以差下

(二〇〇才)

大判金貳枚

金三万六千八百七拾壹兩三分

内 貳朱判九千六百七拾八兩貳朱
壹朱銀九千百拾兩貳朱

銀八千八百八拾貳貫八百七拾貳匁分五厘

唐金九貫五拾三匁七分

唐銀四拾九貫七百七拾七匁八分

灰吹銀四百六拾六貫目

(二〇〇匁)

別口御金銀

金三千八百三兩

一 内 貳朱判貳千三兩
壹朱銀千八百兩

金森山城守

銀貳拾四匁

是は伊勢宇治大橋木除柱・橋姫社、風宮橋木除柱・鳥居

御造営御入用、鶴松浜新田収納金を以相渡、不足之分并宇治橋東西之大鳥居貳基御造営御入用金銀共、曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門・鳥居八右衛門添状を以渡

(二〇一才)

一銀四拾五貫百四拾三匁六分

内小玉銀四貫目

小堀主税

是は山城国桂川・淀川・木津川・加茂川筋堤川除樋去已春御普請御入用銀、松平伊勢守・深谷遠江守裏判手形、土井大炊頭・青山下野守・阿部備中守・水野出羽守・大久保加賀守定証文を以渡

一銀拾五貫三百貳拾七匁貳分

内小玉銀壹貫目

同人

是は山城国宇治川筋堤川除樋右同断、本庄伊勢守裏判手形、右同人定証文を以渡

(二〇一匁)

一銀壹貫四百壹匁八分

角倉帯刀

是は山城国賀茂川筋堤損所并川除等御普請代国役御入用

銀、松平伊勢守・深谷遠江守裏判手形、松平右近将監・松平右京大夫・松平周防守・板倉佐渡守・田沼主殿頭定証文を以渡

一銀八拾貫八百目四分

内小玉銀八貫目

是は撰津・河内国大川通国役堤去々辰・去巳年秋迄樋川除御普請御入用銀并残銀共、久世伊勢守・戸塚備前守裏判手形、松平左近将監・松平伊豆守・本多中務大輔定証文を以渡

矢嶋藤蔵

辻富次郎

（一〇二ウ）

人定証文を以渡

一銀拾貫九拾四匁四分

矢嶋藤蔵
辻富次郎

是は撰津・河内国石川・大和川通国役堤、去々辰・去巳年秋迄樋川除御普請御入用銀并残銀共、矢部駿河守裏判手形、松平左近将監・松平伊豆守・本多中務大輔定証文并柳生主膳正・久世丹後守・根岸肥前守・曲渕甲斐守・佐橋長門守・大林与兵衛・村垣左太夫・佐久間甚八・大久保内膳置添状を以渡

（一〇二オ）

一銀拾五貫七百七拾目

添田一郎次

大原吉左衛門

是は撰津国大川通国役堤、去巳年秋迄川除御普請御入用銀之内、戸塚備前守・矢部駿河守裏判手形、右同人定証文を以渡

一銀拾四貫三百五拾目

同人

是は撰津国大川通国役堤、当午年川除御普請御入用銀之内仕越之分、矢部駿河守・大久保讚岐守裏判手形、右同

（一〇二カ）

一銀五貫五百六拾三匁四分

本庄伊勢守組与力

是は山城国紀伊郡宇治川筋三栖村・堀内村・向嶋村・葭嶋

新田往還堤・小堤破損所御普請御入用銀、本庄伊勢守裏判手形、松平伊豆守・牧野備前守・土井大炊頭・青山下野守定証文を以渡

金千四百六拾兩

一 内老朱銀千兩

銀式拾四貫目

石原清左衛門

是は支配所大津町人并播磨国村方之者、去ル卯年御用金被仰付候金銀高之内、辰・巳兩年御下ケ戻相濟候残元金貳万九千貳百兩・銀四百八拾貫目、文政五年より来ル丑迄式拾ヶ年賦被仰渡候ニ付、去巳年分御下戻金銀、村垣淡路守・石川主水正・遠山左衛門尉・松浦伊勢守・明樂八郎右衛門・館野忠四郎・服部伊織・鈴木伝市郎置添状を以渡

(一〇三ウ)

一 銀四貫七百四拾四匁三分

小堀主税

是は御代官所丹波国拾三ヶ村困窮夫食代拝借銀四貫七百四拾四匁三分式厘、当年より戌迄五ヶ年賦、壹ヶ年分銀九百四拾八匁八分六厘四毛返納之積、曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明樂飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門・石井源左衛門・竹内平之丞・小山太郎左衛門裏判手形を以渡

金五千貳百六拾三兩

式朱判式千三兩

内 老朱銀式千八百兩

銀式百拾七貫貳百拾九匁壹分

(一〇四オ)

御除銀

一 銀式百拾九貫百五拾貳匁

戸塚備前守
矢部駿河守

此金三千四百貳拾四兩壹分 但老兩ニ付銀六拾四匁替

是は文化七年年、大坂町人鴻池屋善右衛門外拾三人之者江御用金被仰付、同年より三ヶ年ニ割合、同年拾万兩・同八末年七万兩・同九申年三万兩、都合式拾万兩相納候処、同十二年より拾ヶ年ニ元金御下ケ之積を以、文政二卯年迄五ヶ年ニ

(一〇四ウ)

八万七千兩御下ケ相成候、殘拾老万三千兩天保元寅年より三拾三ヶ年ニ割合、壹ヶ年三千四百貳拾四兩壹分宛、末年は三千四百貳拾四兩御下ケ相成候ニ付、去巳年分、村垣淡路守・曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明

樂八郎右衛門・館野忠四郎・中村長十郎・柑本兵五郎・
中川忠五郎置添状を以渡

外御金銀

一銀六拾貳貫八拾七匁六分貳厘四毛

戸塚備前守

矢部駿河守

是は文化十四年大坂并兵庫津町人共江御用金被仰付相納候内、御下ケ戻残元金五拾万七千九百八拾九兩三分・永百拾壹文七分余、天保元寅年より御割下ケ相成候処、右元金之内千九百五拾貳兩三分・永貳百四拾文七分余永上納之分引之、残元金五拾万六千

一銀九百拾九貫三百拾壹匁九分六厘六毛

戸塚備前守

矢部駿河守

(一〇五才)

三拾六兩三分・永百貳拾壹文余、三拾三ヶ年ニ割合、壹ヶ年金壹万五千三百三拾四兩壹分・永百拾八文六分宛、末年は金壹万五千三百三拾七兩・永七拾六文余御下ケ相成候積、去巳年分金壹万五千三百三拾四兩壹分・永百拾八文六分、此銀九百八拾壹貫三百九拾九匁五分九厘之内、右同人置添状を以渡

(一〇六才)

五千三百三拾四兩壹分・永百拾八文六分、此銀九百八拾壹貫三百九拾九匁五分九厘之内、村垣淡路守・曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明樂八郎右衛門・館野忠四郎・中村長十郎・柑本兵五郎・中川忠五郎置添状を以渡

銀貳百八拾壹貫貳百三拾九匁六分貳厘四毛

一銀六貫九百八匁八分

跡部山城守

(一〇五ウ)

此金百七兩三分・永貳百文

但壹兩ニ付銀六拾四匁替

是は文化十四年、堺町人共江御用金被仰付相納候内、御下ケ戻残元金三千五百六拾貳両貳分、天保元寅年より三拾三ヶ年ニ割合、壹ヶ年金百七両三分・永貳百文宛、末年は金百八両・永百文御下ケ相成候積、去巳年分右同人置添状を以渡

(二〇六ウ)

一 金六拾八両壹分
銀拾五貫三拾九匁五分

小堀主税

是は御代官所河内・和泉・摂津・播磨国村々、文化十四年御用金銀之分、去ル寅年より三拾三ヶ年ニ割合御下ケ戻相成候ニ付、去々辰年分、曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門・石井源左衛門・竹内平之丞・小山太郎左衛門裏判手形を以渡

金拾壹両三分

一 銀九匁七分

此永百五拾貳文
銀拾四貫三百目壹分

但壹両ニ付

銀六拾四匁替

石原清左衛門

(二〇七オ)

是は御代官所河内・摂津・和泉・播磨・近江国村々、文化十四年御用金銀之分右同断、右同人裏判手形を以渡

一 金貳拾兩貳分

銀拾四匁

此永貳百拾九文

但右同断

矢嶋藤蔵

一 銀拾三貫百五拾目八分

是は御代官所摂津・河内・播磨国村々并太田備後守・松平伊豆守領分摂津国村々、文化十四年御用金銀之分右同断、右同人裏判手形を以渡

(二〇七ウ)

一 金貳兩壹分

銀拾三匁

此永貳百四文

但壹両ニ付

銀六拾四匁替

辻富次郎

一 銀三拾壹貫七百八拾壹匁貳分

是は御代官所当分御預所摂津・河内国村々、文化十四年御用金銀之分、去ル寅年より三拾三ヶ年ニ割合御下ケ戻相成候ニ付、去々辰年分、曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門・石井源左衛門・竹内平之丞・小山太郎左衛門裏判手形を以渡

一 銀貳拾目三分

多羅尾靱負

（二〇八才）

是は御代官所近江国野洲郡村々、文化十酉年御用銀之分
右同断、右同人裏判手形を以渡

一 銀貳百三匁

木村惣左衛門

是は御代官所河内国村々、文化十酉年御用銀之分右同断、
右同人裏判手形を以渡

金貳分

一 銀貳匁八分

此永四拾五文

但老両ニ付
銀六拾四匁替

永井飛驒守家来

銀六貫七百六拾三匁壹分

是は御預所撰津・河内国村々、文化十酉年御用金銀之分
右同断、右同人裏判手形を以渡

（二〇八ウ）

銀五匁七分

一 此永九拾文

但老両ニ付
銀六拾四匁替

脇坂中務大輔家来

銀三百九拾七匁貳分

是は御預所播磨国村々、文化十酉年御用金銀之分、去ル

寅年より三拾三ヶ年ニ割合御下ケ戻相成候ニ付、去々辰
年分、曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒
守・館野忠四郎・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・
田口五郎左衛門・石井源左衛門・竹内平之丞・小山太郎
左衛門裏判手形を以渡

金三両貳分

一 銀拾貳匁

此永百八拾九文

但右同断

岡部美濃守家来

銀七百四拾四匁五分

（二〇九才）

是は御預所和泉国村々、文化十酉年御用金銀之分右同断、
右同人裏判手形を以渡

一 銀七拾貳貫五百目

大草能登守

是は長崎表古文字銀為引替、曾我豊後守・土方出雲守・
内藤隼人正・明楽飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五郎・中
川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門添状を以渡、但
右渡方之儀は、大坂御金蔵ニ而荷造いたし、松平伊豆守
宿次証文を以、道中不及宰領、一宿限宿役人差添宿送り
ニ而長崎会所江向差下

(二〇九ウ)

一銀千貫目

牧野長門守

是は長崎表古文字銀為引替、曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明樂飛驒守・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門・鳥居八右衛門添状を以渡、但右渡方之儀は、大坂御金蔵ニ而荷造いたし、松平伊豆守宿次証文を以、道中不及幸領、一宿限宿役人差添宿送りニ而長崎会所江向差下

馬場藤五郎

西村九郎右衛門

一銀五千四百貫目

内小玉銀貳百貫目

志賀理助

浅井金八郎

是は江戸表江御取下ニ相成、道中不及幸領、一宿限宿役人共差添宿送りニ而、江戸駿河町為替三井組并両替町為替拾人組

(二一〇オ)

御用所江向度々、曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明樂飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門・鳥居八右衛門添状を以差下

一銀七拾貳貫五百目

同人

是は右同断、江戸両替町為替拾人組御用所江向、曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明樂飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門添状を以差下

金百六兩三分

銀七千五百五拾三貫六百七拾七匁六分六厘六毛

(二一〇ウ)

大判金貳枚

金四万貳千貳百四拾壹兩貳分

内 式朱判壹万千六百八拾壹兩貳分
壹朱銀壹万千九百拾兩貳分

渡合

銀壹万六千九百三拾五貫八匁五分四厘

唐金九貫五拾三匁七分

唐銀四拾九貫七百七拾七匁八分

灰吹銀四百六拾六貫目

差引残而

(一一一才)

金四万七千四百七拾七兩三分

内 式朱判式万三千五百四兩式朱

内 壹朱銀九千四百八拾四兩壹分式朱

小判金壹枚

式分判式枚

壹分判壹枚

式朱金壹枚

外 式朱判壹枚

壹朱判壹枚

壹朱銀壹枚

丁銀 壹枚

此目四拾七匁三分

小玉銀壹ツ

此目五匁八分

銀七千四百五拾貫五百七拾式匁七分壹厘七毛式弗

唐金百四拾六匁四分

灰吹銀式百三拾貫七百目

内

(一一二ウ)

金四万四千五百六拾五兩式分

内 式朱判式万九千九拾壹兩三分式朱

内 壹朱銀九千四百八拾四兩壹分式朱

銀千三百七拾貫七百式拾六匁九分六厘八毛八弗

定式御遣方有高

金式拾壹兩

但式朱判

別口有高

銀式百三貫五百七拾九匁七分七厘六毛壹弗

金千四百五拾兩

内 式朱判千五拾兩

御除有高

銀千四百四拾式貫四百六拾六匁五分式厘式毛九弗

金千四百四拾壹兩壹分

内 式朱判四百四拾壹兩壹分

外有高

銀四千四百二拾三貫七百九拾九匁四分四厘九毛四弗

(一一二才)

外

去已十一月晦日

拝借手形ニ而有之

一金拾六万六千式百八拾七兩式分・

但 分、別帳有、午年

永百三拾九文式分

御勘定可相立分

内 式朱判七万三千三百九拾四兩式分・

永六拾七文四分

是は宇治御茶師拝借、撰津国西宮宿拝借并式朱判為通用

備中・美作・播磨国村々江御貸付并荒地為御手当中国筋私領村々江御貸付并拾三ヶ年賦之口寛政十二申年相納候
 老ヶ年分元金貸付并荒地起返為御手当御貸付并但馬国阿瀬銀山師江為御手当御下ヶ金并京都町人共江御貸付金并長崎表御備金并鳥田三郎右衛門・森左十郎・鈴木吉兵衛家内之者大坂江引越拝借金并京都・奈良・大津町人共江御貸付金并米価為引立差出金之内山城国五ヶ村江御貸渡金

(一一二ウ)

一銀壹万四千六百七拾貫七百貳拾六匁 但 去巳十二月晦日
 六分八厘四毛 御勘定可相立分
 但 分、別帳有、午年
 拝借手形ニ而有之

是は宇治御茶師拝借、一ツ橋殿御用銀之内御貸付銀、朝鮮人来朝ニ付拝借、朝鮮人参為通用拝借、銀座年寄拝借、廻船打立御前貸銀、在方大坂町人江御貸付銀、摂津・播磨国宿拝借銀、摂津国兵庫津本陣拝借并拾三ヶ年賦之口寛政八辰・同十二申二ヶ年相納候元銀之分御貸付并生野銀山水拔御手当御貸付并米価方御貸付銀、銅山方為御手当諸家江御貸付銀并長崎表御備金之代銀并山城・丹波国

夫食代并相続拝借廻船御用達江御前貸銀并伏見宿本陣地震ニ而拝借銀

(一一三オ)

右は天保三辰年払残元ニ立、同四巳年中納払御勘定仕上申候、残金銀当年之元ニ立、御勘定仕上可申候、以上

天保五甲午年十二月

山本 数馬 印
 水上 右近 印
 幸田 金一郎 印

(一一三ウ)

石渡 彦太夫 印
 大久保 讚岐守 印
 矢部 駿河守 印
 御勘定所

(一一四オ)

如前書、天保四巳年大坂御金蔵金銀納払証文を以御勘定仕上有之付、遂吟味、為後日覚令判形遣之候、残金銀之儀は午年元ニ立、可有勘定候、以上

(割印、関保右衛門)
 ⑨ 戊八月

五嶋 三六郎 印
 立田 岩太郎 印

(二一四ウ)

関保右衛門印
吉見儀助印
根本善左衛門印
村田幾三郎印
中野又兵衛印

(二一五才)

川路三左衛門印
田口五郎左衛門印
遠山左衛門尉印
深谷遠江守印
明楽飛驒守印

(二一五ウ)

内藤隼人正印

肥後印

此帳面之勘定雖為加判之列以前之事、
此度仕上ニ付令加印候

中務印

(二一六才)

此帳面之勘定雖為加判之列以前之事、
此度仕上ニ付可令加印処、就忌無加印
備後

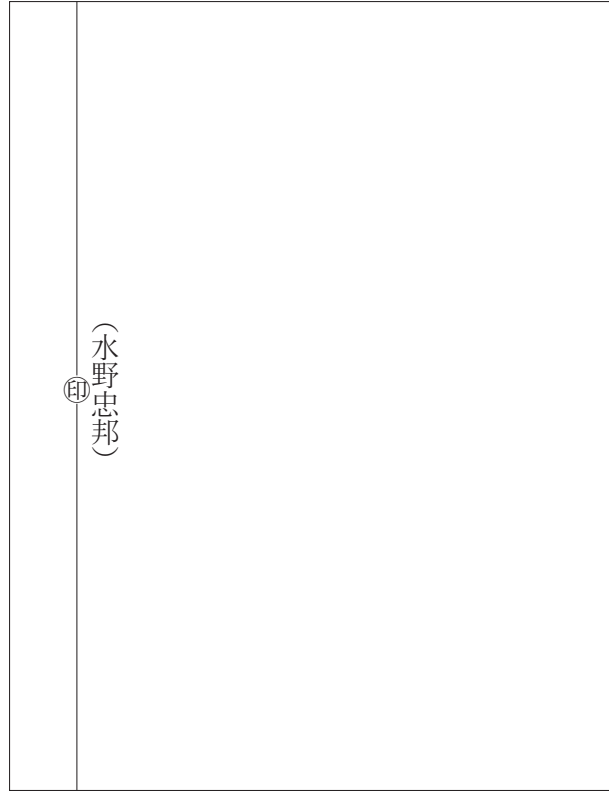
越前印
和泉印

跡部山城守殿

(二一六ウ)

堀伊賀守殿
石渡彦太夫殿
金井伊太夫殿
近山藤四郎殿
真野半助殿
青木八五郎殿

(二一七才)



(裏表紙)

(一一七ウ)

(後筆)

「村禿文」

(縦 310 mm×横 232 mm)

凡例

本資料は『三井文庫論叢』第四七、
四八号に掲載された史料紹介をまとめ
たものです。
史料解題の執筆は近世経済史料研究会。

三井文庫史料叢書
天保四年

「大坂御金蔵金銀并灰吹銀

納払御勘定帳」

納の部／払の部

二〇二四年発行

編集発行

公益財団法人 三井文庫

郵便番号 一六四一〇〇二二
東京都中野区上高田五六一
電話 〇三二三三八七一九四三一
<http://www.mitsui-bunko.or.jp>
©Mitsui Bunko 2024. Printed Japan